

厚生文教常任委員会

令和元年12月16日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和元年12月16日（月） 午前9時30分 開会
午後4時49分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 西井 覚
副委員長 奥本佳史
委員 梨本洪珪
" 吉村 始
" 谷原 一安
" 内野悦子
" 西川 弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議長 下村正樹
議員 松林謙司
" 川村優子
" 増田順弘
" 岡本吉司
" 藤井本 浩
" 吉村優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 阿古和彦
副市長 松山善之
教育長 杉澤茂二
市民生活部長 前村芳安
環境課長 庄田康則
" 補佐 西川勝也
" 補佐 白澤良枝
クリーンセンター所長 白澤真治
" 補佐 津本佳成
保健福祉部長 巽 重人
社会福祉課長 林本裕明

〃 補佐	西川賢
こども未来創造部長	中井浩子
教育部長	森井敏英
教育総務課長	吉井忠
学校給食センター所長	油谷知之
上下水道部長	西口昌治
水道課長	福森伸好
下水道課長	井邑陽一
〃 補佐	野地幸一郎

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治
書記	吉村浩尚
〃	関元瞳

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第64号 葛城市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
- 議第71号 葛城市下水道条例の一部を改正することについて
- 議第69号 葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第72号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について

調査案件（所管事項の調査）

- (1) ゴミの減量化に関する諸事項について
- (2) 学校給食に関する諸事項について
- (3) 磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について
- (4) 水道事業に関する諸事項について

開 会 午前9時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。12月議会の厚生文教常任委員会でございますが、12月、師走ということで大変お忙しいところ、全員参加してもらいましてありがとうございます。本日の議題はいろいろありますが、慎重審議のほど、ご協力よろしくお願いいたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

委員外議員の出席をご紹介します。吉村優子議員、岡本議員、増田議員、川村議員、松林議員、以上でございます。どうかよろしくお願いたします。

なお、発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてから発言をされるようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりとさせていただきます。

初めに、議第64号、葛城市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。よろしくお願いたします。

ただいま提案いただきました、議第64号、葛城市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてご説明申し上げます。

総務省では、地方公共団体が公営企業の経営基盤の財政マネジメントの向上等に更に的確に取り組むため、民間企業と同様の会計方式を取り入れ、経営資産等の状況の的確な把握、弾力的な経営を実現することを推進しており、平成27年1月に、人口3万人以上の市町村は、令和2年4月までに、公共下水道事業を公営企業会計に移行するように国からの要請がございました。その取り組みといたしまして、令和2年4月1日より、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するに伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

主な改正の内容でございますが、葛城市行政組織条例ほか、11本の改正でございます。それでは、葛城市行政組織条例の一部改正からご説明申し上げますので、新旧対照表の1ページ目をお願いいたします。

ページの中ほど、第1条で、上下水道部が市長の事務部局から抜けることとなりますので、上下水道部を削ります。

次に、3ページをお願いいたします。3ページの下の方、第2条の事務分掌についても同様の削除となります。

続きまして、4ページの葛城市情報公開条例でございます。第2条第1号で、水道事業管理者が上下水道事業管理者となります。

次に、5ページ、葛城市個人情報保護条例でございます。第2条第2号で、同様に水道事業管理者が上下水道事業管理者となります。

次に、7ページをお願いいたします。葛城市職員定数条例でございます。第1条で、水道から上下水道へ、それと、第2条で、市長の事務部局より上下水道の事務部局へ移動するため、第1号で、市長の事務部局の職員を287人から282人へ、また第8号で、上下水道の事務部局の職員を20人から25人へ改正するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。葛城市特別会計条例でございます。特別会計から企業会計に移行するため、葛城市下水道事業特別会計を削り、第5号を第4号とするものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。葛城市減債基金条例でございます。第6条第5号で、一般会計から特別会計へ繰出す繰出金が削除となります。

次に、10ページからの下水道条例でございます。主な改正としては、市長を上下水道事業管理者に置きかえまして、規則で定めるものを、管理者が定めるものとし、その関係する部分におきまして所要の改正を行っております。

次に、飛びまして33ページ、葛城市水洗便所改造助成条例でございます。ここでも同様に、市長を上下水道事業管理者に、規則を管理者に改めるものでございます。

続きまして、34ページ、葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例では、第4条で、水道事業管理者を上下水道事業管理者に置きかえます。

次に、35ページをお願いいたします。葛城市水道事業及び下水道事業の設置に関する条例でございます。葛城市水道事業設置等に関する条例に下水道事業を追加するもので、見出しの水道事業の後に下水道事業を追加し、以下、水道事業を上下水道事業に、水道事業管理者を上下水道事業管理者に改正するもので、以下、所要の改正を行いまして、第2条で、下水道事業に地方公営企業の企業法の全部を適用することをうたっております。

続きまして、38ページをお願いします。葛城市水道事業の剰余金の処分等に関する条例でございます。水道事業を上下水道事業とし、水道事業管理者を上下水道事業管理者とするものでございます。

最後に、40ページ、葛城市水道事業給水条例でございます。第2条第2項で、水道事業管理者を上下水道事業管理者に改め、第38条第5号で、規則を管理者の定めとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は令和2年4月1日とし、施行日以前に市長に対してなされる申請手続処分等は、管理者からなされた行為とみなすとされています。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ただいま説明いただきました下水道事業についてであります。これにつきましては、先ほ

ど来説明がありましたけど、平成27年より、総務省が3万人以上の都市につきましては、下水道事業に当たって経営状況を的確に把握するため、公営企業法の中に基づく会計において、財務三表に基づく適切な会計のあり方へ移行していくということが指導されてきたということとあります。3万人以上の都市は、来年度4月から、この会計に移行していただきたいということで、今、土地改良組合の方も財産把握のためにそういう会計を導入しなさいということで指導があるようですけども、これについても大変労力が要るとということで、3万人以上の都市につきましてそれが進められるように、政府も予算をとって専門的な援助も含めて、この間、多分、公営企業会計の方へ移行するという準備をなさってきたと思うんです。

そこで質問なんですけども、今回、葛城市におきまして、今回の条例で出てきてますのは公営企業法の全適用であります。しかし、会計のみだと一部適用でいいわけでありますけれども、私も、総務省のホームページに公営企業会計の移行についてたくさん文章が掲載されてますので、見ました。2019年4月24日の、これは総務省自治財務局公営企業課、ここが一貫して公営企業会計の推進ということで、地方自治体の方に対してさまざまな援助を行ってきた課であろうと思いますけれども、公営企業の経営改革推進に向けた重点施策に関する説明会の資料として、公営企業会計の適用拡大についてということでホームページにも載っているわけですけども、ここにも、私、ほかにも読んでよくわからないのは、これは質問なんですけれども、公営企業法の全適用と一部適用と2つ使われてるんです。資料の中には、市町村によっては一部適用してる市町村もあれば、全適用してる市町村もある。公営企業会計に移行するに当たっての公営企業法の一部適用及び全適用というのは、どういうことなのかについてお伺いします。

西井委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 おはようございます。下水道課、井邑でございます。よろしく申し上げます。

ただいまご質問のありました、全部適用と一部適用について、その違いにつきましてご説明申し上げます。

全部適用は、企業公営企業法の規定の組織体制、財務規定、職員の身分取扱い、主にこの大きく3つの全てを適用することを全部適用と申します。一方、一部適用と申しますのは、今言いました3つのうち、財務規定のみ適用するものでございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 今、ご指摘がありましたように、全部適用というのは、組織も葛城市のこれまで特別会計であったものを切り離して、市長部局であったものを切り離して公営企業として独立させるということですよ、組織としては。だから、この間たくさん、今、ご説明があった条例改正も、1本ではなくてたくさんの条例改正案になると。当然、職員の身分も変わってきます。変わりますよね。これは、市長部局から組織を切り離すわけだから。財務は公営企業会計に移りますと。これが全適用です。一部適用というのは財務だけなんです。

次にお伺いしますけれども、これは法的義務として全適用に3万人以上の都市は移らなければならないのか、それとも全適用にすべきか、一部適用すべきかについては、これについ

ては地方自治体の判断に委ねられているものなのかについてお伺いします。

西井委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課、井邑でございます。

ただいまのご質問でございますが、下水道事業の方は、水道事業が当然適用に対しまして、任意適用とされているところでございます。その適用の内容については、全部適用である、あるいは財務適用の一部適用であるかは、その市町村の判断に委ねられておるところでございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 最後ですけれども、つまり、これは任意適用なんです。つまり、全部適用するか一部適用するかは、まさに自治体、議会で判断することであります。けれど、議会でどれだけ委員がそういう説明を受けて、この12月で判断するということになるのか。これ、私は大変な問題だと思えます。組織の大きな改変、職員の身分にかかわること、これが今回出て、任意適用にもかかわらず、判断の材料をちゃんと示してきたのか。そのことを一言、議会に対して、もうちょっと丁寧な説明が要ったのではないかと私は思います。これ、全適用にしますと独立になりますから、私は、葛城市の上水道については大変優良な経営されてますから、私も財務三表を見て、これはすばらしい経営やと、なかなかいい財務内容やと。ところが下水道につきましては3分の2が市の補助です。そんなのとでもではないけど、独立採算なんかできません。これを全適用にして独立したときに、赤字だと。これ、すぐ値上げにつながりますよ、市民の、場合によっては。水道の場合は優良な財務やから、値上げ、これは抑えろ、抑えろと、もっと下げれるじゃないかと議論できるけれども、これ、全適用にしたら、市民の皆さん全員にかかわることです。それを今回の議会でこれだけの説明でやるんですか。私は、議員間討議も含めて、この議会でこれを決めるかどうかというのをしっかり議論していただきたいと思っております。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村始委員 今の谷原委員の質問を受けまして、関連ですが、今、全適用と一部適用という話がありましたけれども、今回、全適用を出されましたが、メリット、デメリット、全適用、一部適用あると思うんですが、それについてお答えいただきたいのと、今回なぜ全適用をすることになったかということを知りたいというのが1つ目です。

それから、2つ目には、市長は今回、上下水道事業の管理者というふうなことになってますが、実態としては、当面の間は実務的には何の変更もないというふうに考えてよいのかということ、この2点、まずお伺いいたします。

西井委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課、井邑でございます。ただいまの吉村委員のご質問にお答えいたします。

まず、法の規定の全部を適用することに至った経過でございます。まず、葛城市におきま

して検討が開始されたのが平成26年度の法適用の基礎調査業務からでありまして、そのときには全部を適用する方向で検討するとされました。そこでは、理由といたしまして、まず第1点、既に上下水道として組織が統合済みであり、組織統合に係る調整が不要であること。2点目は、一部適用の場合、法適用を実施しても一般部局との調整が必要であり、事業運営に関する機動性及び迅速性が図れないことが掲げられました。その後の検討におきましても、先ほど申し上げた2点に加え、同じ市の法適用の企業でありながら、水道事業は全部適用に対し、下水道事業が一部適用とした場合、市内部及び外部から見てもわかりづらい組織の状態となることから、一部適用とする理由が見当たらないため全部適用といたしました。

それと、2点目につきましてですが、下水道事業の場合、条例に規定することによりまして、管理者を設置しない旨、規定することができます。その場合には、管理者の権限を市長が行うこととなります。実務的には大きな変更はない。ただ、一般で言われる市長と管理者の権限を行う市長、そのトップの呼び名が変わるという認識でございます。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 今、伺ってましたら、最初から水道がもともと公営企業だったので、それに合やすようなことから、そもそもそこから全適用をまず最初からスタートしたというように受け取らせていただきます。もし、間違いであったら、ご指摘いただきたいと思います。

市長のこれにつきましては、結局、例えば、この事業者というのは、今、市長とされてますけれども、後々、当然、管理事業者をかえることができるわけですね。例えば、平成29年に大阪府柏原市は、それまで上水道部長であったのが市長にかわったりとか、何らかの理由で、理由はわからないんですが、かわっていると。柔軟にすることによって柔軟に対応しようということだと受けとめたんですが、そのような理解でいいのかというのがまず1つと、それから、もう一つ、それに関連してなんですけど、33ページです。葛城市水洗便所改造助成条例の第8条なんですけど、もともと規則で定めるというものを、管理者がというふうに改めています。それから、同様に40ページも、葛城市水道事業給水条例なんですけど、第38条第5号、これも規則も管理者の定めというふうに改めております。これは、同様に柔軟な対応、管理というか、それをできるようにしたいというようなことなんじゃないでしょうか。これの意味するところをお教え願います。

西井委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課の井邑でございます。

ただいまのご質問でございます。まず第1点目のご指摘でございますが、柔軟な対応ができるということにつきましては、委員おっしゃるとおりでございます。

それと、第2点目のご質問で、かなりの条例制定の中で、規則で定める旨を管理者が定めると改正しております。その理由でございますが、公営企業の管理者には規則を定める権限がございません。そのかわりとして規程を定めることができます。その旨に従いまして、今回の規則で等とあるのを、管理者が定める旨に改正したものでございます。

以上でございます。

西井委員長 今、答弁で、吉村委員言うてたように、管理者が簡単にかわるような話はあったけど、現実、これ、条例をまた変えな管理者かえられへんのやろう。その辺の答弁できたん。

井邑課長。

井邑下水道課長 申しわけございません。失礼いたしました。

まず、公営企業法では公営企業の管理者を置くことを原則としております。ただし、小規模な公営企業、あるいは下水道事業につきましては、条例で管理者を置かない旨を定めることができます。その際には市長が管理者の権限を行うこととなります。下水道事業には、水道事業と同様に管理者を設置しないことと規定を定めております。

以上でございます。

西井委員長 この条例では管理者できたんやろう。そやから、さっき質問しはった中でいったら、かえようと思うたら条例変更をせんなんいうことやねん。はっきりした答弁からいったらそういうことやから、条例からいったら決めてるねんから。

西川委員 休憩するんやったら、休憩してよ。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時55分

再 開 午前9時57分

西井委員長 会議を再開します。

ほかに質疑はございませんか。

西川委員。

西川委員 今、谷原委員がおっしゃったように、谷原委員みたいに、わし、いろいろとインターネット引っ張ってきたりして、よう勉強してないさかいに余計わからへんけど、ほんまに唐突にこれ出てきたような気がするわ。もともとと言われてたのはわかってますよ、これ。公営企業としてやった方がええんと違うんかと、すっきりするん違うかというようなこともあるんか知らんけれども、3万人要件はどういうことかわからんけど、ほんまに、これ、わし、こういうことを全然理解してないねん。水道の企業会計であれば、いろんな事業をするのにいろんなところから借金をして、償還をずっとやってきたと。そやけれども、皆努力して、高い利息のやつ、その施設を整備しよう思うたら、どこかから借りて施設整備して、金ないさかいに、財務省か、その辺、いろんなところから借金して、それを償還した。それで、利息高いからこうしてくれよいうて、だんだん水道の方は努力して、今、自己水もあって、いろいろと安い水道を提供できてる形やねんけども、そやけど、これ、公営企業になって、今、当初予算でやったら15億円ほど組んでたんかな。15億何ぼほどの歳入歳出。その部分が、来年度4月1日施行、これ、いつの時点で企業会計の方へ移ってしまうんかな。そのときの、これ、今、一切償還も出えへんのか。それ、どんな中身になってるのか。勉強不足で悪いけども、全然わからんわけや、これ。ぼんと全部移ってしもうたときに。それが国の方針やから、そういうことにせんといろんな問題出てくるねんと、こういう指導やけど、出てくるねんというのやったら、そういうことを議会にちゃんと理解をするように説明してくれてから、それでぼんと出てくるのやったらええけど、これ、条例改正、はい、4月からします言うたら、

全部職員やそんな人も含め、そのお金も、今の一般会計でやってたやつが全部企業会計やから、市長の手言うたら行政の手から離れて、別会社をこしらえて、そっちへ移すいうことですやろう。そやけど、その別会社が、その人らが、下水をもう使わんで生活、別にうち、もうくみ取り、こんな高いのやったらやめるわと、できるんならええけれども、そんなわけにいけへんわけやんか、何ぼ別会社にしましても。ずっとそこのところが、どんな負担割合でどうなってくるのかいうこともわからへんや。うまいことよう言わんけど。そこらはどう説明してくれるの。こんなん、ぼんとこれ、今出してきて。反対とか賛成とか言う前の段階やと俺思うてまんねんけど。

西井委員長 もう一遍休憩入れようか。今言うたはる話からいったら、その辺の細かい説明をみんなにしてもろうてから。

西川委員 条例改正の意味はわかります。赤字で書いてある。そやから、これをやった後の内容や、どうなるのが。条例改正の文言を、管理者はこうします、この職員をこっちへ移します、こうします、組織改編でこうします、そんなんはわかる。

西井委員長 そやから、先ほどの吉村委員の発言で、デメリット、メリットというはっきりした形の答えももらってないと。今、西川委員おっしゃるように、結局、ぼこっと出てきて、こうしななければならないという国からの指針があれば、せんことが法律違反になるという問題も出てきたら問題やけど、今のとこせんでもええような雰囲気の話からいったら、その辺のメリットとデメリットも含めて説明してもらわんかったら、採決のとりようがないというのが皆さんの意見ですね。そやから、このまま説明してもらいますか。休憩しましょうか。開いたまま説明してもろうたら、一番市民にも聞こえるねんけど。休憩しようか。どっちがええ。

副市長、答弁お願いします。

松山副市長 副市長の松山でございます。

西川委員から本当に重要なお質問をいただきまして、ありがとうございます。それから、吉村委員、谷原委員もいろいろと、それぞれ今回の移行の核心にふれるご質問をいただいておりますので、まずは、全体の中で一番外枠といいますか、特にご心配いただいております、料金も含む一般会計とのかかわりについてを私の方からご説明したいと存じます。

今まで、ご質問の中で委員もふれられておりますように、水道事業につきましては既に企業会計ということで、料金収入でその事業を賄うという形になっております。下水道事業につきましては、従来から一般会計ではなくて、一部その料金収入でもって経営もしておりますので、一般会計から、そういった意味では経理がわかりやすいようにということで既に特別会計という形にはなっておりますが、特別会計の中での経理につきましては、基本的には一般会計と同じ単式の会計でございますので、もうかっているのか損しているのかということは、基本的には歳入歳出のそれぞれの年度に係る総額だけが計上されておりますので、これはわかりにくいと。さらにそこに、谷原委員ご指摘のとおり、水道ではなくて下水道につきましては、損得勘定だけで考えていいのかというところが非常にご懸念の部分であろうかと思っておりますが、これ、実は、地方財政の全体の枠組みの中で、総務省の方からも繰出基準という形で示されておまして、現在もそれに従って繰出金の計算をしておりますが、下水の

場合、一般家庭等から排出される本当の下水以外に、雨水、排水等の処理も含めて行っておりますので、どうしても料金収入に転嫁をする形で、収支だけを見て料金を設定するということにはならない部分の公共的な部分も、実は下水道事業には多く含まれておりますので、その部分につきましては、今、繰出基準という基準に従いまして、葛城市独自の算定もしながら、繰出金という形で、水道に対しては、その経営に対しては一般会計から何もしておりませんが、今も下水道事業に対しては、下水特会に対して繰出金という形で一般会計からお金を出しております。こちらにつきましては、企業会計になりますと名前は変わるんですが、繰出金から補助金という名前に変えないといけないと思いますけども、基準的には、不採算の部分につきましては、こういった形で公共的な役割があるということで、引き続き一般会計から下水の、仮にご承認いただきまして企業会計に移ったときも、企業会計にそういった支援をするという枠組みはとります。それとともに経理の方法を変えますと、今度は毎年の経営の中で減価償却等も計上していきますから、毎年の損益計算書の中で一体下水道事業が、それ以外の、逆に言いますと、水道事業と同じ形で料金収入でどこまでこの事業を賄えてるかどうかということについての損益の判断をする部分というのは、それはそれでわかりやすくなると。したがって、下水道事業全体の中できちっと料金収入に転嫁をしながら、企業としての経営がいいか悪いかということ判断する部分と、それ以外に、これは全体の公共のためにやっているんだから、災害復旧等も入ってくるんですけど、そういった形の公共的な部分については、企業会計に移行しても、下水道事業につきましては、そもそも経営が悪いから、そういった一般会計からの支援の仕組みがあるのではなくて、下水道事業という特質から、一般会計からは引き続き、名前は補助金という形に変わるであろうとは思いますが、支援はしていかないといけない。マストの部分が残ってくるということもございまして、いずれにしましても、そういったことも含めて、一般会計予算の議論、それから、仮に企業会計に移行したとしても、企業会計としての内容の経営の適正さについての議論、双方についてご審議いただける形になる。したがって、下水道事業といえども、料金が適正かどうかということは、水道事業と同じく、これは検証していかないと。ところが、現時点ではそういったことが見えにくい会計になっているのが、見えやすくなると。

もう1点、組織論でございますが、今回、特別に上下水道事業管理者を別には置きませんが、組織としては上下水道部という形で統合されて、水道課も下水道課も上下水道事業管理者の管理のもとに入るわけですので、これもご議論の中で出てきてますように、3万人要件を超えてますから、強制ではありませんが、とは言いながら、基本的には総務省の方で、そういった方針でやりなさいということでもありますので、基本的には強力なご指導をさせていただいてる中で、一番小さい規模の部類の団体になりますので、水道課も下水道課もそれほど多くの職員がいるわけではございませんが、それでも、統合することによりまして機動的に、もし、何か緊急事態があったときに、水道課から下水道課に職員を移すなどということも、そこは上下水道事業管理者の判断のもとで、人事的にも機敏に対応できる部分もあろうかとも存じます。

まずは総論的な部分でのメリット、デメリット、すいません、デメリットは余り申し上げてないと思いますけど、メリットの部分につきましてはそういったことでございまして、全体の枠組みのご説明としては以上としたいと存じます。詳細の部分につきましてはまだまだご質問の点がございましょうから、そのあたりは部長あるいは課長の方から、また答弁を差し上げたいと存じます。

以上でございます。

西井委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課の井邑でございます。

まず、公営企業法適用に係るメリットあるいはデメリットについてご説明させていただきたいと思います。メリットといたしましては、公営企業会計を導入することによる基本的意義といたしましては、発生主義に基づく複式簿記による会計処理を行うことにより、資産を含む経営状況を比較可能な形で適格に把握することで、大きく3つの効果があると考えております。まず第1点目は、将来の収支見通しなどを的確に行うことが可能となり、中長期視点に基づき適切に判断することができるということです。次に、2点目は、ほかの類似の公営企業などとの経営状況の比較を通じまして、経営成績や財政状態をよりの確に評価判断することができるということです。最後に、3点目は、比較可能で財政状況を把握しやすい会計の採用、決算の早期化など、情報開示の充実がなされ、住民や議会によるガバナンスの向上が期待されることです。

一方、デメリットといたしますか、課題点といたしましては、企業会計担当職員の育成が必要となってまいります。これにつきましては、研修会、講習会、あるいはほかの団体との交流などを通じまして、企業会計に精通し、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、剰余金計算書などの財務諸表を作成できる人材の育成が要求されます。

それと、もう1点、公営企業会計への移行後の一般会計からの繰出しの考え方につきましてでございます。公営企業の経費のうち、経費の性質上、企業に負担させることが適当でない経費、あるいは企業の性質上、企業に負担させることが困難な経費等につきましては、一般会計から企業会計への繰入れが認められておるところでございます。公営企業会計への移行の前後でこの繰入金に対する考え方に変更があるものではございません。それと、もう1点、最後に、公営企業会計移行後の会計処理につきましては、令和2年度の予算より適用してまいりますので、3月議会の予算は公営企業会計に即した形のご提案となってまいります。

以上でございます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 わかったようなわからん。要は、今後、下水道に一般会計から出るときは名前が変わって、繰出金言わんと補助金という形出すんやと。それを令和2年度の一般会計の方から出していくんやと。これは繰出金じゃない、補助金やと、こういう形。そやけど、補助金であろう、繰出金であろう、さっき言うたように、下水道を維持するのに、下水道をやる企業、会社やな、企業に負担させるべきか負担させるべきでないかを判断して補助金出すねんと。どこで

どう判断すんのやと、ようわからんけれども、今、普及したるのがどんだけのものなのか。今度工事やっていくときにどういう形になるのか。

それと、今、全部あそこへつないでるわな、県の方のそこへ。その負担金も出てきて、それとともに、またそこがいろいろなことがあって上がってきたら、またそういうふうにならってくるわけやけれども、水道の場合は県一に今度していくさかいに、それは、今、これから議論もして、そこんところを今の水道料金維持しながら、将来を見ながら、議会も理事者側もいろいろとええ方法をやるというんやけど、これは、そういうふうな自己水がどうのこうのって、これは努力のしようないわけ、下水みたいなもんは。あと、維持管理をしていって、財産そのものを、水道やったら水道で配水管なんかは財産として入れてるわけやろう、いろんな。それを消耗していくとか、こういう話やろう。下水のこれをずっとやってきて、ほいで、その維持管理をどないして、今年度7,000万円ほど、もっと組んでんのか、補正で今度出てくるんかどうか。減額は300何ぼやけどな、下水のやつ出たるけど、ほんまのそこ、これ、お金のあれがどうなってくるのか。ほんまに補助金として、こんだけです、これでどうしようもないさかいにいうて、今、水道料金と連携して値段定めてるんやろう。言え、量は、水道料金使うて、ほいで、こんだけやってやってるわけやろう。その料金そのものが、見通しとして、今、全体を整備もしていかなあかん、そのときに、今、不安なこと言うたんが、公営企業になったときに、そのメンテであろうが、その入り用の補助金という名前に変えて、それで、ここまでしかできません、このことしかできませんというふうなことが、わしらわからんわけやな。どこまでは補助金で出すんか、どういう形で出すんか。それがわからん。赤字になっていくと。これは何ぼ赤字になっても、この項目は補助金の中入れられへんという項目が、どんなんあんのかもわからんし、自分らのメリットというのは、会社経営に移れと国が言うてるねん、会社経営に移れいうことは、はっきりと損得を出せる複式簿記か、そういう形で、資産、運営費、それと維持管理費、そういうふうなもん全部入りと出をきちっとしなさいよ。ほいで、もうかてる企業が損してる企業からきちっと出しなさいよと、そういうことやな。それでええねん、はっきりするの。そやけども、赤字になったからいうて補てんはせえへんと言うてるんやんか。単なる赤字やと言うただけでは補てんいうか、補助金は出さへんと言うてるんかな。そこのところが懸念されるんや。ほんまに今のまんま引き継いで、ほいで、谷原委員も言われるそこのところが、値上げなんか、赤字になるのやら、いやいや、とんとんでいけるやら、いや、このままこないして普及も上げていって、こうしたら黒字というか、黒字の経営はできへんやろうけども、とんとんの経営できるんやというふうな見通しも全然勉強不足で、これ、それこそわからへんから、今度そういうふうにはっきりとしはったときに、いろいろと企業会計やからこっち側へこの分、借金も、こっちは収入はええ、収入も入れ、こんだけ財産ありまんねんという、現金と財産、これもこっちへ全部入れて、ほいで、見比べて、今、市からこんだけ出して、全部の形は、シミュレーションとしても、こういう形になりまんねんというふうなもんを言うて、この条例の改正、文言の改正、人の改正についてはこれを読めばわかるねんけど、そこらが判断するような材料欲しいなと思うてんねんけどな、委員長。そやから、水道の会計みたいに、企業会計みた

いに、それを当てはめたようなもんがシミュレーションして出てきたらあれやろうけど、わからん。言わはるように、下水道の特別会計で、こんなんです、あんなんですというて出てくるねんけども、市が運営してたら、別に、それこそ赤字になろうが何になろうが、言えば、一般会計からぼんと社内運営できやんかったら出していかなしやあないから出さはるけど、それ、あんまりええことか悪いことか知らんけども、あんまりそういうことをやらんと、ちゃんとせえよと、こういう国の指導やと思うねんけども。

もう一つだけ。副市長おっしゃった、公共性があるって、下水には雨水も皆入ったるということやけど、それは、奈良県内でそんなことがあるのかどうか知らんけど、大阪とかそんなん、雨水も皆入ってるわな、下水なんかへ。そやけど、奈良県で下水道管に雨水まで処理してるというようなことはあるのか。そういうこと違うんか。言うてる意味違うんか。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

西川委員のご質問の中に、全体の今回の制度論の核心部分といえますか、ほぼ質問の形で網羅いただいていると思います。それに対するお答えなんですが、まずは、現時点で葛城市として下水道という事業を運営しているわけでありまして、これを継続していくわけですから、この形自体は何ら変わることは当然ございません。委員がお尋ねの中で、もうかっているのかももうかってないのかわからないとか、いろんな部分が、これ、現在の会計の状態であれば、当該年度の歳入歳出の要る分だけ抜き出して計上しますから、わかりません。これがわかる形の経理に変わるという形を申し上げてるのであって、下水道事業自体を市でやっていかないといけないという、市の責務が変わるわけではございませんので、わかりやすい形には変わりますが、その結果として、下水道事業会計の方のお金が足りないとなるならば、それに対して一般会計の方から支援をしていかないといけない。その支援の内容が、先ほど私が申し上げたように、そもそも水道と違って下水道には、ご家庭なり企業なりで本当に使った分に見合う分で、採算に乗せないといけない部分とそうでない部分の費用もありますから、そうでない部分につきましては、これは、そもそも総務省の方もそういったことを認めておいて、それに対してはきちっと役割を果たしなさいよという繰出基準もございますので、ルールに従ってしっかりと不採算の部分まずは支援していく部分。それから、これは西川委員もご指摘なされたように、頑張ってるんだけども、そもそも料金収入では賅えてなくて、赤字になってるよと。でも、市としては下水道事業を継続はしないといけないので、その部分の実質的な赤字の分、これは見えるようになると思います。その赤字をどうしようかということについては、またご議論のあるところでして、料金を上げようという議論もあるかもしれませんが、当然、料金を上げるとなれば、それは使用料条例をさわらないといけないということになりますので、当然、議会でのご議論をいただくことになりまして、その方法を選ばないのであれば、その赤字補てんを一般会計から当該年度の予算ということで歳出予算を組むわけですから、その予算で、当然、赤字だからしょうがないのに出そうというのか、あるいは経営努力することによって、あるいは金額を見直すことによって多少はご負担いただかないといけないのではないかと、そういったことの議論をするターゲットを非常にわか

りやすくなるための経理の方法を変更するというのが今回のメインでありまして、一番のご懸念の部分といたしますか、ある意味、市民からすると、下水道があって、それを市が管理しておいて、そこを料金を払いながら運営してもらって使えるという状態自体が、年度がかわって何か変わることがあるかということ、それはありませんし、市としては、この事業を責任を持って果たしていく。それはそのままです。

あとは料金に対する、あるいは予算としてどれだけ支援をしているか、していないかという部分が、今よりも、今は逆に言いますと、下水道特会の歳入歳出の差額の部分で、収支が合わない部分を繰出金として出している。下水道特会の中をそこまで採算がとれている、とれていないという部分を明らかにせずに、全体としてはこうなっています、経営努力もしていますというご説明をしながらやっているんですが、そこがよりわかる形になるという変更であるということでございます。

それから、繰出基準の説明の中で、私、不明水的な、雨水、排水的な部分を申し上げましたけども、その部分は、当市におきましても分流式でございますので、その部分につきまして私が不適切な、当市の実情に合わない、たとえ話としては、あるいは制度全体としてはそのとおりでございますが、当市の実情としては、雨水については別であるということでございます。繰出基準の説明の中で、そういった類いの不採算の部分については、もともとしっかりと一般会計から支援していかなければならないという部分が入っているという説明の一環でございました。

関係のある部分については、不正確なご説明をいたしましたので、ここで訂正をさせていただきます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 本質的な議論に入ってきたので、その点についてはまたお聞きしますが、まず最初に、私が問題にしてるのは、1つは、議会に対する説明がどうだったかということを確認したいと思っておりますので、先ほど、平成26年度から、会計の全適用にするかどうかということも含めた検討会をやったということですが、それに対して、私はまだそのとき議員ではありませんので、議会に対してどのような形で、どのような場所で、どのような説明をされてきたのか。それについてご説明をお願いします。これが1つです。

それから、もう一つは、先ほどから私が申し上げてるのは、財務会計、財務の正確な把握のために一部適用にするというのは反対ではないと申し上げてるんです。それは、私はメリットがあると思います。ちゃんと財産を管理し、損益計算書でどれだけ収入に対して支出があるのかというのは明確になりますから、それは、私は否定してはいいんです。今回出てきたのが全適用で出てきましたから、これは大きな性格の違いが出てくるんです。行政のあり方としても。それは先ほどから本質的な議論というふうに出てきましたけれども、要は、企業の会計ということを入れてくるわけです。公営企業は独立した企業になるわけです。企業というのは損益計算書をきちっと出していくわけですから、つまり赤字が出たら、それをどうやって補てんするかという議論になるんです。それを一般会計から入れると。こ

これは公益性が高いから、そのとおりでしょう。ところが、全市民が下水道を利用してたら、これは100%ですから、それに対して当然こういう形で入れましょうと、議会としてもやりやすいわけです。だから、私は、特別会計でこれを持ってきてたと思うんです、公益性が高いから。下水道法は、要は、公衆衛生の向上が下水道法の目的であって、会計そのものを企業として成り立つ利潤が出るかどうかということを目的にしてるわけではないわけです。市民生活の公衆衛生を向上させるために税金も投入してきたわけです。ところが、企業になりますと、利用してない方がいらっしゃるわけです。それに対してどうするかということも出てくるわけです。だから、私はこの間、議会でも申し上げてきましたけれども、くみ取りについては、実際に市民の方が払っている料金と業者に払っている料金、差額がありますよ。つまり、低い料金を徴収して、高い料金で業者の方に払ってる。つまり、くみ取り料については市のお金が出てる。ところが、浄化槽については、業者委託になったときに全て100%業者の値段を、市民の方、払っておられる方はおられるわけです。下水道につながたくてもつなげない、家のを断ち割らなあかん、さまざまな問題があって補助金出てない。そうすると、そういう方々はと言うかという、そんなもん、企業で下水道赤字やないかと。わしら全然恩恵もないし、市に言うてるけど何もないと、こんなもん、ちゃんと100%受益者負担でやれと。とんでもなく上がりますよ、下水道料金。つまり、公益性が高いから一般会計でしっかりとそういうことも含めて議会で議論して、面倒を見ていきましょう。これ、公営企業体にしてしまっただけで独立させると、企業体にする。そういう問題が起きてくると。市民の皆さんが実際にいろんな形で、今、3つの種類ですけど、下水道を利用している方、くみ取り、それから浄化槽、そういうことがまばらな中で企業会計に、企業会計を私は反対してないですよ。組織も独立させる。そのために人員も独立させる、だからこんなにたくさん多くの条例にかかわるところを改正しようという案が出てきた。それをもうちょっと慎重に具体的に出していただかないと、議論できない問題が今回ぽんと出てきたので、平成26年からどういう議論をされてきたのか。そこを聞きたいと思います。

西井委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課、井邑でございます。

ただいまのご質問の中で、公営企業法適用についての議会内での議論がどのようなものであったかというお問い合わせでございますが、はっきり申しまして、委員会の中で今後の下水道事業のあり方についてのご質問などにおきましては、公営企業法を適用し云々という形でご説明は申し上げたことはございますけれども、この1点に絞りまして、説明会なり、そういったことを行った経緯はございません。その点については十分反省すべきところであろうかと思っております。

それと、一部適用でなく全部適用にする判断につきましても、平成26年当時の考え方を踏襲したものでございました。

繰り返しになりますが、既に上下水道が上下水道部として組織統合していること、一部適用の場合、法適用を実施しても、機動性なり迅速性が図れないこと。それと、上水道事業、下水道事業が法適用でありながら、一部と全部であるのには混乱を招くであろうということ、

その主に3点をもちまして全部適用することを決定し、今回上程させていただいているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。議会に対して全適用か一部適用かということについての説明が特にあって、それについて議会で議論したことがないと。だから、今回初めてなわけでありませう。私は、前任の白石栄一議員に、水道事業についても、これは公営企業の会計に移ったときに、議会としてもかなり長く時間をかけて議論してきたと。水道料金は市民生活全体にかかわることだから、そういう形で議論して決めてきた経緯があることだけは聞いておりました。でも下水道については全く聞いておりませんので何なんですけれども、私は、先ほど言いましたように、全適用にするか一部適用にするか。私は、一部適用はいいと言ってるわけです。これ、多分準備もされておられるはずだし、来年度の予算について案を出すときに、これはかなり時間かけないと、財産を全て貸借対照表の方をちゃんとつくらなあかんわけですから、物すごい時間をかけてやってこられたはずだし、それでやっていくと。これは政府の方もそういう形で予算も使って、そういうことで地方自治体をさまざま援助して、3万人以上は令和2年4月1日からこれでいきましょうということになってるわけですから、それは反対するものではないんですけど、全適用というのは明らかに、これは葛城市の行政のあり方が変わることだから、私は、これはもうちょっと慎重に議論をしていくべきだという考えなんです。だから、これについては今回が初めてだということがわかりましたので、できたら議会の中でもしっかり議論をして、議論の結果、これは全適用がふさわしいんだったらそれでいくわけですし、私は違う考え方を持ってますけれども、もうちょっとしばらく様子を見た方がいいのではないかと、一部適用しながら、財務について見ながら、実際にどういう問題があるか整理しながら、それで次の全適用ということもあり得ると思うんですけども、そういう2段階についての考えは検討されなかったのかどうか。これについてお伺いします。

西井委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 ただいまの、まずは一部適用、数年研究をいたしましてから全部適用という、そういった判断も選択肢の1つではございました。ただ、水道事業が既に全部適用をいたしまして、私の記憶では約50年ぐらいはたっているかと思われませう。そのノウハウ等もありますことから、全部適用にしても、水道事業が培ってきた知識、あるいはノウハウ的なものがございませうので、支障はないかと判断に至りまして、全部適用を選択したところでございませう。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 水道事業と、今度の条例案でも上下水道ということで1つにしていくということなので、水道事業のノウハウを得て、可能だということでありましたけれども、これは私の意見になりますけれども、上水道の方は、これは本当に利益が出てるわけですね。ある意味で利益が出てると。でも、下水道の場合、言ってみれば、大変利益が出にくいし、実際にはかなりの金

額、先ほど西川委員がおっしゃったように、一般会計から出してるわけです。だから、こういう事業について、先ほど言ったように、それを全市民が利用しているわけでもない。それを公営企業とする。そういう面では上水道とは大分性質が違うんです。経営という点で、経営のノウハウ、いろんな問題のノウハウは、当然、今、課長がおっしゃったとおりだと思います。そういうノウハウを積み上げてきたと。しかし、先ほど言ったように、市民の目から見ると、今後の料金のあり方から見ると、大きな違いが出てくるんです。黒字だったら私何も言わないんですよ。でも、どう見たって赤字にしかならないようなものを企業会計にして、それも全市民が対象になってないもんだから、そういういろんなまだ整理できてない問題もあるし、これについては、先ほど言った2段階でも遅くはないと私は思います。1段階目で一部適用をもう準備してるんだから、それは一部適用したらいいと。何でそれを、そういう問題を取り残したまま全適用になるのか。それは議会で議論できてませんよ。市民に大きな影響がある問題ですよ。だから、それを何で十分なしに今回やるのか。僕は、落ちついて、もう一回一部適用から入るべきだというふうに思います。これは意見として述べさせてもらいます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

西川委員。

西川委員 誤解されたらあかんので、俺、ちゃんと言っときますわ。谷原委員と意見が合うのは、はっきりと説明不足やいうことは、ちゃんと議会で諮らなあかんというところは、そういうことです。僕が先ほどから聞いたことは。そやけれども、はっきり言うて、水道にしても、下水道も企業会計にしてくるいうことは、はっきりと、みんなが利用するもんやから、水道なんかはみんなが利用するもんやから、こんなん企業会計、会社方式と違くて、市が全部税金で賄おうて、みんなに水道料金も安くして、市が負担してやると。いろんな成果の。そやから、企業会計の方式とらんとやった方がええやないかという議論もあつたんや。そやけど、それはあかんねんと、使う人はそれ相応の負担をしてもらわなあかんてと。そやから、水道なんか企業会計になってるから、これも公営企業のやつはいずれ企業会計になってくるやろう。水道のあれと連携してるねんから。そやけれども、その中で、僕は、受益者負担でやるべきやから、それをはっきり、一部じゃなしに全部をやらんと、貸借対照表をこしらえようとしたって、人件費がどうや、何がどうや、これはどうやいうたって、一部適用では損得の勘定が出てけえへん。そやから、せなあかん。そやから、企業会計に移行、こないして4月1日から施行するいうのに、僕が今聞いたようなことを全然、ほいで、例えば、議員の中でも納得して反対なのか、賛成なのか。その形は将来どうなのかということの資料として物すごく不足してるから、これを通せと。僕は、あれですよ、そういうふうな複式にしてきちっと損得をきっちり出して、それで市民の人らにもきちっとこんだけの分かかってまんねんという、ちゃんとわかってもらうということが大事やと思うてますから、そやから、そこんところは、谷原委員のおっしゃるのと僕は微妙には違いますけれども、説明が不足して議論をしてないというところは、僕は合うてますわ。これ、やっぱりもうちょっとちゃんと議論をせなあかんて僕思いますけど、そのための資料なり説明なりは丁寧にしてほしいなど、こう

いうふうに思います。どうするんかは知りませんが、僕の意見としてはそういうことです。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

奥本副委員長 ただいまのご説明を伺っておりまして、企業会計として出入りをガラス張りにすることで、今後、上下水道という事業が葛城市にとってどういう形で運営していかないとはいけな
いかというところで判断できるということは評価できるんですけども、仮に今、現状この
ままで移行した場合なんですけども、2点だけ質問があります。

1つは、人事戦略について。先ほど、全適用、デメリットというか、これは検討要課題と
思うんですけども、専門知識を要する担当職員の育成と挙げてらっしゃいましたけども、そ
れを上下水道の方で企業として困ってしまった場合に、当然、市として人事戦略上は市の職
員としての配置転換、あるいは異動というのを先々で考慮していかんとあかんようになると
思うんですけども、普通一般企業では、そこまで人材育成した場合は手放したくないとは思
うんです。そういった場合、その人に対しては、人事戦略上のいろんなことが適用しにくく
なるのではないかという懸念がまず1点です。

もう1点、35ページの新旧対照表にあるところの第3条を見ていただいたらわかると思う
んですけども、これは、第3条第2項、水道事業の給水区域等は次のとおりとする。この第
2項の2です。給水人口4万1,000人とする。1日最大給水量は2万3,000立方メートル、第
3項のところにも、これは下水のところの第2項で、計画処理人口は事業計画に定める人口
とするとありますけども、前提となるのが、上下水道というのは人口構成なんです。そのと
きに、これまで4万1,000人で想定された計画が来てるんですけども、これ、また市長がお
っしゃるように、5万人構想です。5万人になってきたときに、この辺の基盤整備に係る設
備投資が当然ふえてくるものと思われま。その都度、この条例も改正するのか、あるいは
それに伴って出資がどういうふうに進んでいくのかという見通しが、今現状では示されてな
い。5万人はあくまで目標ですよということですけども、目標であればこの辺のところのシミ
ュレーションが必要だと思うんですけども、そのあたりはされているのか。この2点につい
てお伺いしたいと思います。

西井委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課、井邑でございます。

ただいまご質問の、まず1点目、人事異動の硬直化のことを示されてるのかな……。

(発言する者あり)

井邑下水道課長 それでは、2点目についてご説明いたします。

まず、第3条第2項におきましては、水道事業の給水区域等を定めておるものでございま
すが、今回の改正におきましては水道事業に関しての改正はございませんで、新旧で言いま
す旧の文言はそのままスライドしてきておるものでございます。下水道事業の計画区域につ
きましては、事業計画に定める区域、あるいはその計画に定める人口とするというところ
でございまして、例えば、第1号の事業計画に定める区域といたしましては124.39ヘクタール
でございまして、処理計画人口におきましては、現在3万4,180人となっておりますのでござ

いますが、その計画区域、人口にありましては、事業計画が最低7年に一度変更され、その間にもその都度変更される場合がございますので、事業計画により変動してまいると考えております。

以上でございます。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

人事戦略の話につきましては担当課長からはお答えできないと思いますので、私の方からご答弁させていただきます。

まず、現在、葛城市におきましては、採用は一元化しておりますので、基本的には必要部局で手続も行っております。企業会計ということで、企業職員ということで身分が変わりますから、出向したり、逆に言うと、今度戻ってくるときには企業部局から出向で市長部局に戻ってくるという形になりますので、そういった意味では、人事は全体としては市長部局全体で考えていくことになります。

副委員長お述べのその部分につきましては、まさに職員のキャリアパスという部分で、ここは、従来もなかなかベテラン職員がいるとそれに頼ってしまって、動かしがたいということで、少し前まではそれぞれの課に非常に長いベテラン職員がたくさんいたという形になっておりましたが、やはりここにつきましては、組織自体の都合ではなくて、その職員をどのような形で育てていくかと。職員一人一人のキャリアパスということをしっかりと考えながら人事異動ということは考えていくべきだと存じますので、一方では事務職の中でこういった企業会計的な手法をきちっと理解する専門職の養成と、それから、その本人の将来、実力のある一公務員としてそれぞれ成長していただくための異動のサイクルということにつきましては、市職員全体の中で人事戦略としてしっかりと考えて実行していくべきであると思っておりますので、そういった意味におきましては、人事自体は、そもそも人材の輩出もとはそれぞれの企業部局に固定されるものではございませんので、市職員全体として考えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

奥本副委員長 ご説明ありがとうございます。まず、今、副市長がおっしゃったように、人事のことに関しては、職員のキャリアパスを考えての人事戦略を考えていかれるということですが、私が申し上げたかったのは、上下水道の事業としての専門知識を擁する人が、それだけの知識をそこに配属されて得た場合に、よそへ行ったときにまたほかのそれにかわる人がすぐ出てくるかどうか。それやったら、今後採用されるという任期付職員の任用制度とかを利用して、最初からそういう方を引っ張ってくるというのも1つ手かなと思うので、そのあたりも含めた上で市としての人事戦略も考えていっていただき、これは要望としてお伝えしておきます。

それと、もう一つの、人口5万人のシミュレーションに関しまして説明いただきましたけれども、これも企業会計、企業として成立させるということは、普通の会社であれば市場規模

を前提として経営計画を立てると思うんですけども、それが、前提が変わっていくのはどうかということをお願いした、私の説明不足だったんですけども、7年に一度見直すということですけども、今現状5万人チャレンジという言葉が出てる以上は、それも盛り込んだシミュレーションをやっておくべきではないかということをお願いしたんです。それについてはいかがでしょうか。

西井委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課、井邑でございます。

ただいまご指摘の計画処理人口について、5万人チャレンジを盛り込んだ形でのシミュレーションが必要というところには、私もそのとおりで判断はいたしますが、事業計画を立てる際におきましては、現状から今後7年でこういう計画でしたら、7年後の人口を見据えました中での計画となりますので、その都度の判断が必要になってこようかと思っております。

以上でございます。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

担当課長が申し上げたのは、基本的にはそのとおりでございます。5万人チャレンジとの関係ということで、5万人チャレンジそのものにつきましては、またいろんな場所で市長ご本人にお問い合わせいただければと思いますけども、人口ビジョン等のご質問も一般質問でもしていただいていたけども、全体を含めての整合の話をさせていただきたいと存じますが、基本的には、現実的にいろんな客観的にシミュレーションができる数字をもとに、短期的な行政の目標につきましては、それを踏まえて、当然、特に水道の場合、その料金等にもはね返ってくるわけですから、そういうシミュレーションをすべきであると存じます。また、先ほど課長も申し上げたように、これは7年のスパンでやるということで、それはそういったご理解をしていただきたいと存じます。

市長ご自身が説明なさってる中でも、20年ぐらいの長期の中でチャレンジをしていくという中での説明をしておられますので、内容そのものにつきましては、またご本人からのご説明なり、機会があれば聞いていただきたいと存じますが、人口ビジョン等におきましても、これもそのときにご説明をしているはずなんです。まずは、一番固い、市全体としての人口の推移があって、通常どこの団体でもどこの自治体でもとるであろう人口の減少を抑止する抑止策を、政策努力をすればこれぐらいになりますよ。それでも将来的には葛城市の場合もそこそこキープできる程度であろうという、これが人口ビジョンであります。その先に、まさにチャレンジとして、どれだけの葛城市の魅力を、全国でも住みよさランキングで34位ですが、これを更に上げるようないろんなことをチャレンジしていけば、もっとこれがよくなるのではないかと。そこはまさに市長が政策として今掲げておることでございますので、そのあたりをそういう理解で、いろんな政策についてもご理解、整理をいただければと思います。特に料金、予算等に関係のある部分の中期的あるいは短期的な部分につきましては、それぞれ具体的なシミュレーションをもとにしているということでございます。整合がとれてないわけではございませんので、そういうご理解をしていただきたいと存じます。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

奥本副委員長 ご説明ありがとうございました。短期的なところはやってるということで、次、言い放しになりますけども、長期的に5万人を目指すということ、目指すのはいいんですけども、私が懸念するのは、ふえていってますと。そこでインフラの整備、特に上下水道はインフラなんですよ。インフラの風呂敷広げたところで、途中から減に転じましたといたら、そのインフラを維持するところのコストだけはずっと負担かかってくるんです。そのところまで考えておかないと、いや、人口ふえてますというところで、ふやせ、ふやせでいったところで、ある日を突然に減って行って、これ以上ふやしようがないとなったときに、その負担を誰が応分するのかというところは考えておかないと、インフラの整備というのは非常に危険だと思うんです。

総務省がかなり前から、地方創生のことでまち・ひと・しごととか、いろいろやっていますが、そのところでキーワードとしてコンパクトシティという概念が言われております。これは、その辺もまきに見据えた上で、人口が減少になってもコンパクトなエリアで、インフラも含めた上で、行政、自治体を維持できる方策は何かというところから来てる話なんです。今現状、市長は、葛城市全域がコンパクトシティやおっしゃるけども、そしたら、全域のインフラをずっと今の人口、あるいは先々の人口で維持していかなきゃあかん。そうやってきたときにどうなるかというところは、長期的なことであっても、今も念頭に置いた上で短期的なこと、中期的なことを見ながら考えていかないと、突然これが失速した場合が懸念されるなというところなんで、こういう質問をさせていただきました。また、その辺も踏まえた上でやっていただけるものと思って、これで終わらせていただきます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 先ほど西川委員から、財務の方を企業会計にするのは私も賛成なんです。はっきりしますから。これは何度も言っているとおりです。受益者負担ということが出てきました。だから、受益者負担にしましょうという議論が出てくるのは当然なんです。そこで伺いますけれども、葛城市における、今、下水道加入戸数がありますね。下水道に加入してる戸数及び、一体幾ら市から繰入金を入れてますか。これを割れば1戸当たりどれだけ市からお金が出るかわかりますから、この戸数。

2つ目、くみ取りを利用してる戸数。そこに負担金があります。市が負担してます。先ほど言いました。つまり、各家庭がくみ取りでお払いしてるお金と業者に払ってる金、これは葛城市が業者にまとめて払ってますから、その間に負担金、差額が出てます。つまり、それは各家庭の補助です。

もう一つ、先ほど私が何度も言ってますが、浄化槽、これ、市から出てるお金が全く何もないんです。これは、私、市民から厳しい意見を常々いただいて、下水道課にもお願いしています。これ、何とかしてくれと。つまり、自分と下水道入れたんやと。でも、店を断ち割って、店を休業せなあかん。コンクリートを断ち割ってやらなあかんねんと。だけど、そ

の方も大変公德心に厚い方だから、丁寧にいつも定期的に浄化槽をきれいにして、汚い水が用水路へ流れないようにしてると。非常に自覚が高い方だから、厳しい意見をおっしゃるんです。ほかにも、下水道がまだ入らないときに葛城市へ移ってきたと。でも、その方も非常に環境意識が高い方やから、非常に高い浄化槽を入れられて、非常にきれいな水で出してる、飲める水出してるんですと。ところが、言うたら、制度が変わって補助金が一切なくなった。非常に高い浄化槽の掃除代というのか、清掃費を払ってはるんです。私は、高くてもちゃんとやりますと、でも、市から全く補助を受けてませんと。こういう家庭があるわけです。これ、何件あるんですか。この3つお聞かせください。

西井委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課、井邑でございます。

ただいまのご質問でございますが、まず、下水道に対する加入戸数でございますが、平成30年度末現在、1万3,239戸となっております、一般会計からの繰入金は、同じく平成30年度の決算額といたしましては7億1,400万円でございます。

あと、くみ取り数、浄化槽の戸数、それに対する負担金の額については、現在資料の持ち合わせがございませんので、後ほどでお願いしたいと思います。

以上でございます。

谷原委員 浄化槽。

井邑下水道課長 浄化槽につきましても、今、資料がございません。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 これは、当委員会に出してください。後ほどではこんな議論できません。当委員会にちゃんと出してください。今、受益者ということがあったんだから。ちゃんとしましよ、これ。企業会計へ移るんだから。特別会計だったらこんな議論はないですよ。市の財政の中で、いろんな政策的判断の中でやってこられたことやから。でも、これ、企業会計へ移るんだら、こういう議論になるんですよ、受益者負担ということに。ちゃんと出さないと議論できませんよ、これ。出してください。休憩してでもいいから。委員長、お願いします。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時20分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

何かございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 今ずっと議論してまいりましたけれども、公営企業会計を導入することについては特に問題なかったんですが、公営企業法の一部適用か全適用かということについて、もう一つ、議員の方の理解がなかなか十分でない、説明も十分これまでなされてこなかったということなので、ここで動議を出したいと思います。

閉会中の継続審議の取扱いを、ぜひこの問題について、この部分だけに限って、今、問題になって提案されてることにつきまして、継続審議をお願いするという動議を提出したいと

思います。お願いします。

西井委員長 ただいまの提出理由について、何か確認事項等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、動議が成立しておりますので、その取扱いについてお諮りいたします。

ただいまの動議のとおり、本委員会に付託されております議第64号議案については、本日の委員会以降も引き続き審査を行うものとし、本会議最終日の時点で委員会採決まで至っていない場合は、議長に対して閉会中の継続審査の申し出を行うという取扱いをさせていただくことに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

西井委員長 起立全員でありますので、議第64号議案については継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議第71号、葛城市下水道条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口です。よろしくお願いたします。

議第71号、葛城市下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法令の整備に関する法律が公布され、下水道条例においても関係規定等の整備を行う必要がありました。また、下水道への不正な流入を行う事例があり、その不正に対する対応として例規の整備を行うもので、標準下水道条例を参考に、以上2件の改正を行うものでございます。

それでは、成年被後見人に係る改正の概要についてご説明申し上げますので、新旧対照表の2ページをお願いいたします。第7条の2、指定工事店の要件におきまして、第4号で成年被後見人等の欠格条項を削除し、同条第5号において別の審査規定を設けております。

続きまして、5ページをお願いします。第7条の11、責任技術者の登録資格においても同様に、成年被後見人の欠格条項を削除し、別の審査規定を設けております。第3項として、その届け出義務について新たな規定を設けています。

次に、9ページをお願いいたします。第22条、代理人の選定として、第2項で成年被後見人、被補佐人の欠格条項を削り、新たに第3号として、同様に別の審査規定を設けております。

戻りまして、8ページ、第20条をお願いいたします。第20条の2、使用対応の変更の届け出として、使用者は、水道水以外の水を排除することになったとき、水道水以外の水を使用するため設備を変更したときは、届け出が必要であるとされました。

ページをめくっていただいて、12ページの下の方、第46条において、過料に該当するものとして、今説明申し上げました第20条の2が追加されています。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第46条に係る部分につい

ては令和2年4月1日からの施行となっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第71号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第71号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第69号、葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第69号、葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することにつきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の一部改正に伴い、条例を一部改正するものでございます。改正内容につきましては、災害援護資金に係る償還金の支払い猶予の規定について、これまでは施行令のみに規定されていましたが、償還金の支払い猶予制度は、貸し付けを受けた者には非常に重要な制度であり、法律上明確であることが望ましいことを踏まえ、災害弔慰金の支給等に関する法律に規定されたとともに、償還免除事由についても拡大が行われ、これまでは死亡または重度障がいによる場合のみ償還が免除されることとされておりましたが、法及び施行令の一部改正により、破産手続開始の決定、または再生手続開始の決定を受けたときについても、償還未済額の全部または一部の償還を免除することができるようになりました。また、市町村がこの法律の規定により、償還金の支払い猶予または償還未済額を免除するか否かを判断するために必要があると認める場合は、借受人またはその保証人の収入または資産の状況について報告を求め、官公署に対して必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求めることができるようになりました。

新旧対照表の5ページをごらんいただきたいと思います。今回の改正で変わる部分は、5

ページの第15条第3項について変更となります。先ほど申し上げました法施行令の改正に伴いまして、ごらんのとおり条文が改正されます。それと、その施行につきましては公布の日からということになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村始委員 基本的なことをお伺いいたします。まずは、弔慰金につきましては、額等は法令等によって決まっているので、弔慰金を出すか出さないかの実務的判断のみが自治体が行うというふうに私は理解をしておるんですが、それで間違いがないかというのが1つ目と、それから、2つ目ですが、3ページの第8条、市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところによりというふうにあります。この規則というのは具体的にはどういうものかというのが2つ目。それから、3つ目なんですが、第8条第2項、遺族に対して必要な報告または書類の提出を求めるということ、また、法令の第16条も同様に、保証人に報告を求め、資料の提供を求められることができるというふうに書いてますけれども、これにつきまして、書式のようなものがあるのか、実務的なことについてどういう流れになるのかお伺いしたいと思います。

西井委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本でございます。よろしくお願いいたします。

まず、吉村委員の1点目の質問になるんですけれども、今回は災害援護資金にかかわる部分についての改正でございます。今回の災害援護資金は、もし、援護資金を実施する場合、これは市町村の判断ではございません。葛城市は奈良県ですので、奈良県内において災害救助法が適用された市町村が1カ所でもあった場合、これは、葛城市が仮に災害援助法を適用されなくても実施の対象となります。

2点目の災害弔慰金になるんですけれども、これは、今回の改正になっておりませんでしたので、少しあれなんですけれども、基本的には、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則というのがまた別でございます。その中で、今言いました災害弔慰金の場合、基本的には、これも自然災害、対象災害というのが、1市町村において住居が5世帯以上滅失した被害、都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3カ所以上ある場合の災害、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害、それと、災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害という、まず対象災害が規定されておりまして、こちらにつきましては、受給者というのは、基本的にはこの場合は、先ほどの災害援護資金と違いまして、災害によって亡くなられた方に対して、その遺族の方に弔慰金を支給する制度でございます。今回は弔慰金の点につきましては改正はございません。

それと、あと、先ほどおっしゃいました第16条であるとか、そういった関係によって、弔慰金の場合には受給者、遺族が請求されます。援護資金につきましては借受人が請求されるん

ですけれども、それぞれにおいて施行令にそれぞれ様式がございます。今は手元には出しておりませんが、もし、後ほどでも確認ということであれば、見に来ていただけたらというふうに考えております。

以上です。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 非常によくわかりました。ありがとうございます。特に3つ目の質問の意図は、災害に遭って大変な人に資料の提供を求める際、税金の投入をするわけですから、その担保をするといえますか、投入するに値するかどうかということのその辺のことと、それから、もう一つは、災害に遭った人、それと、あと、窓口にあたっておられます職員さんの負担のことが気になりましたので、そういった質問をさせていただきました。ありがとうございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

内野委員。

内野委員 これ、9月議会でも提示をされたと思います。その中で、この条例がちょっとずつ追加をされたり、改正されていくのはよくわかるんです。災害も多くなっておりますので。今、社会福祉課長がお答えいただいたので、この窓口というのは福祉部局というふうに捉えさせていただいたらいいんですね。被災者支援システム、罹災証明等々を出せるシステムが中に入っているかなと思うんですけど、この災害援助金もそのシステムの中には導入は可能なんですか。その辺のことを、わかれば教えていただきたいんですが。

西井委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 今のご質問になるんですけども、少し私の方の認識がわかりにくくて、システムというのは……。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

内野委員のお問い合わせ、まずは、災害時に要援護者に対して市の方から援護をするための基本情報を束ねて、その管理をするという被災者支援システムについてのお尋ねかと思っております。私もシステムの管理をしている情報の詳細までは、現時点でここでお答えできるほど情報を持ち合わせていないんですが、そもそも担当課長は、そのシステム自体と援護資金の関係についてというところで、まずはシステムの部分で理解がということだったと思えます。いずれにしても、そういった形で被災者の情報は情報でしっかりと把握しながら、今回、法律の名前自体が弔慰金から始まっておりますけれども、今回は災害援護資金の貸付の条件につきまして、しっかりと償還のところも別の箇所定義をされていた部分をしっかりと条例で定めてくださいという要請に従って今回改正するものでありまして、前回の保証人をどうするかとか、償還の利率をどれにしよう、これも都道府県でしっかりと決めてくださいという要請に合わせて、それぞれ9月、12月に、同じような内容について、国の動きに沿って段階的に改正のタイミングがずれてきましたが、そういった流れによって、いずれにしても、市としましては、災害時にお困りの市民をしっかりと支援できる形で、国の動きに合わせて体制整備も、あるいは法令の整備も進めているということでご理解を賜りたいと存

じます。具体的なシステムの内容等につきましては、生活安全課が中心になって整備をしておりますので、また個別にお問い合わせいただければと存じます。

以上でございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 個別にまた質問、聞かせていただきたいと思います。そして、窓口が福祉の部分ということで、ゆうあいの方にもたしかそのような似た災害の義援金等があったと思うんですけども、その違いを教えていただけたらと思います。

西井委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。

今、内野委員からお問い合わせのありました災害援護資金、これは市町村が今回実施する部分にあります。それと、もう1点、先ほど社会福祉協議会が実施しているのに、これも同じように生活福祉資金の中の、まぎらわしいんですけども、災害援護資金というのがございます。それぞれ、当然、役割、立ち位置というのが異なるんですけども、基本的には、葛城市の社会福祉協議会が実施している災害援護資金につきましては、市の災害援護資金よりもセーフティネット的な、低所得者向けであるとかそういった関係で、そういった色合いが強い制度となっております。そういう点で違いがあるというふうに認識いただければと思います。あと細かい部分につきましては、基本的には災害救助法の適用というのが先ほどの災害援護資金と、社協の災害援護資金というのは生活福祉資金なんですけども、こちらの方は同じなんですけども、あと、貸付金額であるとか償還期間であるとか、そういったものは微々差異には変わってきておりますので、もし、詳しい説明が必要であれば、また個別にお問い合わせいただければというふうに思います。

西井委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。よくわかりました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第69号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第72号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてを議題といたします。
本案について、提案者の内容説明を求めます。

前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回お願ひ申し上げます、議第72号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

議案書の49ページから51ページをごらんいただきますようお願いいたします。

本案につきましては、本市とともに、大和高田市、御所市、香芝市、上牧町、王寺町、河合町及び広陵町の4市4町で組織されています葛城地区清掃事務組合の規約について、現在、組合8市町それぞれが家庭等から収集したし尿を、それぞれの市町が管理するし尿貯留中継基地まで運搬し、そこから清掃事務組合が、し尿処理施設のある御所市のアクアセンターまで10トン車で運搬しています。しかし、組合8市町のうち、御所市が、し尿貯留中継基地からし尿処理施設までのし尿運搬業務を単独で行うこととなったため、清掃事務組合で共同処理する事務及び共同処理する市町の区分を明確にする変更を行うほか、所要の変更を行うものでございます。

50ページ、51ページに示させていただいております具体的な改正内容につきまして、お手元の新旧対照表にてご説明申し上げますので、右肩に議第72号となっております、奈良県葛城地区清掃事務組合規約新旧対照表をごらんください。

左が従前の内容で、右が改正後の内容で、今回ご審議いただく対象となります変更部分にそれぞれ下線、改正案の部分は赤字表記となっております。まず初めに、1ページをお願いします。第3条、組合の共同処理する事務の改正でございます。現在、各組合市町は、収集したし尿を各組合市町が管理するし尿貯留中継基地まで運搬し、組合は、各組合市町のし尿貯留中継基地からし尿施設まで10トン車でし尿を運搬しています。しかし、組合市町のうち、御所市においては、令和2年4月1日より、し尿貯留中継基地からし尿施設までのし尿運搬業務を単独で行うこととなったため、組合が共同処理する事務及び共同処理する市町の区分を明確にするためのものです。1号について、し尿処理に関する事務とされていた規定から、共同処理する事務、し尿貯留中継基地からし尿処理施設までのし尿運搬に関する事務、それを共同処理する市町として、大和高田市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、河合町、広陵町とするものです。2号、3号につきましては、これまでどおりの事務内容、共同処理する市町にも変更ありませんので、御所市が入っているというものです。

次に、2ページをお願いします。第8条に特別議決の規定を追加するものでございます。これは、ただいまご説明申し上げました第3条の改正により、組合の共同処理する事務の一部において、具体的には改正案第3条第1号の部分でございますが、共同処理する市町に相違が生じるため、議会の議決事件において、共同処理する市町の意向が採決に十分反映されるように、地方自治法第287条の3、第1項の規定に基づき、特別議決の条文を第7条の次に加え、第8条とする。これにより、第8条以降の条番号を1条ずつ繰り下げるものでございます。地方自治法第287条の3、第1項と申しますのは、議決方法の特例を定めたもので、

一部事務組合の規約にはその議会の議決すべき事件のうち、当該一部事務組合を組織する市町村の一部に係るものの議決方法について、特別の規定を設けることができる旨の規定がございます。本条では、組合の議会の議決すべき事件のうち、組合市町村の一部に係るものについてはと申しますのは、具体的には改正案第3条第1号の部分、すなわち、し尿貯留中継基地からし尿処理施設までのし尿運搬に関する事務については、当該事件に係る組合市町、すなわち御所市を除く3市4町から選出された組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員、ここには組合議員であることに変わりはない御所市を含みますが、4市4町全ての出席議員の過半数でこれを決すると規定されているものでございます。ですので、出席議員の過半数で議決する場合には、まず、3市4町の出席議員の過半数の賛成を獲得していることが前提条件となることを規定するものでございます。

次に、第9条の2、第10条及び同条文内の条番号、項番号、第11条は、前の第8条の特別議決の規定を追加することによる繰り下げでございます。

3ページをお願いします。第12条は、同様の第11条からの繰り下げによるものでございます。第13条は、第3条の改正により、第12条の各号に掲げる分担金の区分にし尿運搬に関する経費を新たに追加するとともに、各号を並べかえるものでございます。14条は条ずれ、別表第13条関係は、第12条改正後の第13条各号の改正に伴い、別表の区分に掲げる関係条、号及び備考中の条、号を改めるもの、また、第3条の改正に伴い、改正後の第3条第2号及び第3号に関する経費を、共同処理する市町村ごとに算定するように改め、改正後の第13条第1号に関する負担割合では、改正前の第12条第5号に関する経費の負担割合で使用する除算式のスラッシュの記号から割るに改めるもの、そして備考中、これまでのし尿処理量並びに処理見込み量では2つの量を同時に用いることになるが、負担割合の算定には、予算には組合市町の前年の1月から12月のし尿処理量、し尿処理見込み量を、そして決算には、組合市町の当該年度の4月から3月のし尿処理量を用いて分担金を年度精算することになっているため、どちらかの量を用いるために、「並びに」という表現を「または」に改めるものでございます。表中、4市4町の負担割合、パーセントの数値は変わりありません。

最後に、附則の部分でございます。この規約は令和2年4月1日から施行するというものでございます。

なお、追加の説明として、今後、御所市が単独で行うことになる運搬によりまして、運搬の単価が変わるということはございませんという確認をしております。

それと、もう1点ですが、御所市がし尿運搬業務を単独で行うことに関しましては、これは、組合議決の議決事項外でございまして、地方自治法第96条で定めております条項である組合議決の議決事項としましては、条例を設けまたは改廃すること、予算を定めること、決算を認定することというのが議決事項でございます。そもそも組合議会の議決事項でない御所市のし尿運搬業務のみを単独で行う理由につきましても、御所市の場合は同市内からし尿中継基地を自社の敷地内に持って、御所市から御所市でありまして、日常保守点検を行っていることや、し尿浄化槽汚泥運搬業務に必要な経験技術を持ち、業務に必要な車両機材についての用意がある市内業者を委託先として決定したため、一連作業としての合理化を図りた

いということで、本市議会の代表4名を含む組合議会において、平成30年8月及び平成31年2月の会議において、組合議員の質問に対し、管理者が答弁をされ、本市議会の代表3名を含む令和元年8月の組合議会において、管理者が報告されてるという経過のものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 1時20分

西井委員長 休憩前に引き続き会議を行います。

休憩前に説明がありましたことについて、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 梨本です。よろしく願いいたします。

ちょっとだけ確認させていただきたいんですけども、今回、8市町の中で葛城市の規約改正が必要であるということは理解してるわけなんですけれども、この規約改正をすることによって、例えば3ページの14条、ここの第13条2号と3号に関する経費、ここが変わってくることになると思うんです。この辺、どれぐらいの差額が生じるのかというところだけ教えていただきたいということでお願いしたいと思います。

西井委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。よろしく願いいたします。

この規約を変更することによりまして影響を受けるかということでございますが、各市町のし尿貯留中継基地からアクアセンターまでの運搬単価ですけども、これは今のままで変更がございませんので、運搬単価、そして負担金にも影響はございません。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 今の梨本委員のことと関連してなんですけれども、3ページのところですけども、第13条のところですが、これは1号から7号まであります。4号から7号については、第14条の下の別表にありますように、ここには御所市も入って全体でも分担するということなので、1号から3号までが、下の第14条の別表のところにある区分に従って、組合数で割る、あるいは経費とか市町村別の処理量、あるいは共同処理する市町村の総処理量などで計算して行っていくということなんですけど、私わからないのは、(1)の組合運営に関するところと分けてますので、これは御所市も入ってるのか入ってないのか。これがどうなのかということをお聞きしたいのが1つ。

それから、し尿運搬に関しては、御所市は市内ですので、距離量とかもあって抜けられるのかなと思うんですけど、(3)の施設維持管理に関する経費、これも下の別表を見ますと、多分御所市は入らないのかなというふうに思うんですけど、施設維持管理に関する施設という

のは、どういう施設を指してるのか。この2点、お伺いします。

西井委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの質問でございますが、1の組合運営に関する経費は、人件費とか経常的な経費なので、御所市も入っております。

それと2点目、施設維持管理費に関する経費でございますけども、アクアセンターの処理に係る費用とかもきみの湯の管理運営に関する費用でございますので、これも御所市は入っております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 もう一度確認なんですけども、御所市が抜けるというのは、今の段階では(2)のところだけということでしょうか。

西井委員長 庄田課長。

庄田環境課長 御所市が抜けますのは、し尿運搬に関する部分だけでございます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 この時期に御所市が抜けるということについて、どういう理由なのか。これは、直接には関係ないかもわかりませんが、なぜ抜けるのかということと、それから、当初、発足は組合として広域化の中で発足されたと思いますので、この時期に抜かれるということについて組合の議会の動きは、これは議員も出ておられるのであれなんですけども、どういうふうなご意見とか、そういうものがあつたのかということについてお伺いしたいと思います。

西井委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。

ただいまの質問でございますが、まず1点目ですけども、なぜ御所市だけ抜けることになったのかという理由についてでございますけども、御所市は、市内におけるし尿収集運搬及び浄化槽清掃業務の許可を持つ業者をアクアセンターへの運搬業者とすることで、し尿収集運搬及び浄化槽清掃業者からの一連の作業として、より適切な収集処理業務を行うことを目的として、令和2年度より、業務の委託を考え、協議検討を行いました。そして、し尿中継槽を自社敷地内に持ち、日常保守点検業務を行っていること、し尿浄化槽汚泥運搬業務に必要な経験技術を持ち、業務に必要な車両機材についての用意がある市内の業者を委託先と決定したため、御所市が単独で処理することになりました。

そして、2点目ですけども、組合の議会の動きについてでございますけども、本市議会の代表3名を含む、令和元年8月の組合議会におきまして、管理者から報告がなされております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 管理者からそういう説明があったということで、私は余り記憶にないんですけど、議会として代表が出てると。重要な変更があって、理事者側から提案はあるんですけども、議会としても、代表から出ておられる議員から、できたらご意見があれば参考になるんだなと思ったんです。というのは、私も、御所市は御所市の事情があるんでしょうけれども、これは意見になりますけれども、共同事業ということで、施設も共同化して、それで協定を結んで参加してるわけです。ところが御所市が委託事業にすると。業者さんは全部、施設についても運搬についても自分たちで管理してるから、当然それは抜けますわね。二重に払うことに御所市はなりますので。だから、それは最初の約束から見ると、どういう協定を結ばれてどういう約束で、またこういうことを認めはったんかなというふうに私は疑問に思うところがあるんです。こんなことをやり出したら、市町村が、うちは委託業者はまたこうすると、委託業者が全部運搬とか施設管理しますというふうになると、残ったところが大きい施設を維持していくことになるわけですから、どうもそこら辺が最初の協定からどうだったのか。また議会でどういう議論がなされたのか。そこら辺が私としては腑に落ちないというふうなところがありますので、これは意見として述べておきます。

以上です。

西井委員長 西川委員。

西川委員 施設って、うちやと竹内に持ってるような施設のことを言うてるんやろう。中継地の。違うの。御所市は、その敷地の中にそういう中継地を持つてるわけやろう。そやから、全体の施設の管理運営なんていうのからみたいなん抜けられへんやん。ただ、中継地から、うちらやったら、いろいろ浄化槽のあれでもくみ取りでも、あの中継地へ運んでる葛城市の人はるわな。市が頼んでる。そこから何かきれいな10トン車のところで、そこへ積みかえていうか、それをアクアのそこへ運んでる、そのことだけ抜きたいと言うてるんやろう。そやから、中継地の施設そのものはうちが管理やってるわけやろう。そういうことやん。各それぞれが。そやから、こういうことですって言わんと、そんな勝手に施設の中のかもきみの湯のあれも一緒に入ってるわけやんか。温泉掘ったり、そんなんでも、こんなん使わせてくれとか、こうさせてくれとかいうやつも入ってるやんか、この組合の中に。言えば、施設管理に入ってるやんか。あそこも受けてくれたから、御所市が。海洋投棄ずっとあかんと、瀬戸内海法であかんと言われてから、受けてくれたから、少々は、御所市の方の、もともと緑樹園でやってたやつをそういうふうにしてくれたから、それは、こんだけのことやさかい御所市にということで優遇してあるないうとこはあるけれども、受けてくれへんだら、こんなん、海洋投棄できへんようになったらどないすんねんみたいな話あったやろう。そやけども、御所市そのものは、今、うちらで言う、葛城市が出してるような業者が、また中継地点へ、同じ敷地やのを渡して、ほいで、また違う業者が積みかえて、アクアのそこへ持っていく。そんなんせんと直接こういうふうにするわと、自分とこの業者が、御所市の業者がやるわと。それの方が御所市にとっては安うつくんか何するんか知らんけども、そういうことを言うてるんやろう。結局、俺は、一番最初確かめたように、全体の量が減るやんか。業者の名前は今出したらあかんのか知らんけども、今、運んでいる人おるやん、10トン車の大きいタンクで運んで

るやろう。その人が、御所市抜けたら全体の量が減るさかいに、単価を上げてもらわな運搬できへん。将来的にはそないして抜けていかはったら、そなん、運搬の単価上げてもらわんと。そういう話は出てませんということ言うてるんやろう。そやから、うちは、御所市がそういうことをしはるのやったら、議会の議決は要りませんねんと、これ、管理者の報告でよろしいねんと。その部分の運搬だけやから。そやから、俺、別にこんなん、それ響いてくるていうんなら別やで。全体の量が減るさかいに、今やったはる人が、いや、立米の単価上げてもらわな、いかしませんねんと言うのやったら、ちょっと待てよという話になるけども、それは変わらん言うてるんやろう。そこをはっきりと、中継地の施設管理なんて、もともとから個々の中継地点の管理なんていうのは、葛清の中に管理費みたいなん入ってないやろう。

西井委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

例を挙げて補足の説明をさせていただきます。例えば、私どもの葛城市ですと、兵家に中継基地がございます。そこから、例えば、今、アクアセンターが寺口にあるとします。そしたら、同市内から同市内へ行くのに、御所市の場合やったら、うちの場合は大和清掃さんですけれども、大和清掃さんが行くことによって、いろんな作業も効率的に行えるのではないかとあります。御所市長から、管理者としての東川裕様に宛ててる申し入れによりますと、協議検討を行ったところ、今申し上げましたように、し尿中継槽を自社敷地内に持ち、日常保守点検業務を行っていること、そして、し尿浄化槽汚泥運搬業務に必要な経験技術を持ち、ここらはあとは補足ですけれども、業務に必要な車両機材についての用意があること、また、市内におけるし尿収集運搬及び浄化槽清掃業務から一連の作業として本業務を行うことによりというような申し入れがあつてのことでございます。

単価については、今現在、葛城清掃、アクアについては、明光さん、八光さんが請け負っていただけてますけれども、単価については、御所市が抜けることによって変えないということ、葛城清掃事務組合の方で確認をとっております。

それと、議決事項ですが、再度説明ですが、御所市がし尿の運搬業務を単独で行うことに關しましては、組合議会の議決は必要としておりません。組合議会の議決は地方自治法第96条が準用されますので、同条には、条例を設けたり改廃すること、予算を定めること、それから、決算を認定することとなっておりますので、そのことで議決どうこうというのは外にあるものやと思います。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 よくわかりました。要は、そういう規約のことについては、法で議決事項がない。ただ、規約の中身が、御所市が抜けることによって、こういう表を改定しなければいけないということにかかわる規約ということですから、よくわかりました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 今、とりあえず、御所市が抜けても費用は変わらないという話ですけど、これは、物価上昇やいろんな要因によって変わってくるときあるけども、基本的には、ある程度期間は変わらへんということでよろしいですか。

前村部長。

前村市民生活部長 今、委員長おっしゃっていただいていますように、御所市が単独で行うことにはよらず、その他の物価とか、あるいは社会情勢の変化等による将来的なことまでは申し上げられませんけれども、当分の間は、運搬の単価は変わらずこれまでのままということで確認をさせていただいております。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第72号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

引き続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。初めに、ごみの減量化に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告をお願いいたします。

前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしく願いいたします。

こちらの方からは、現在、建築をさせていただいております笛堂のストックヤードの建築工事の経過報告をさせていただきます。

お手元に地図を配っておりますが、それについては後ほど課長の方から詳細を説明させていただきます。私の方からは概要の説明でございますが、ストックヤードの建築工事につきましては、本年12月9日に市の竣工検査が行われ、適正な施工が確認され、市に引き渡しを受けております。

なお、外構工事につきましては、11月26日に入札が行われ、その結果、新和建設株式会社が落札し、11月27日に契約を締結いたしました。契約金額は1,958万円で、工期は令和元年11月27日から令和2年3月19日までとなっております。業者との打ち合わせを行い、竣工に

向け進めさせていただく予定でございます。外構工事の契約に伴い、施工監理業務委託を、施行期日を令和元年12月10日から令和2年3月19日に変更させていただきましたことを報告申し上げます、なお、これ以後の図面を使つての説明は担当課長からさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

西井委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

続きまして、竣工いたしました建築工事及び、今後施工していきます外構工事の概要につきましてご説明申し上げます。お手元の資料、A3の横とじの分でございますが、これに基づいてご説明申し上げます。

まず、1枚目でございます。ストックヤード建築場所の位置図でございます。笛堂区の旧新庄クリーンセンター跡地に建設させていただきました。

おめくりいただき、2枚目でございます。敷地内の全体配置図でございます。ピンク色の部分が屋内ストックヤード、黄色部分が屋外ストックヤード、白色部分が駐車場、グレーの部分が敷地内道路、青色部分が調整池でございます。緑色部分は空きスペースになります。このほど竣工いたしましたのは、ピンク色部分の屋内ストックヤードの建築工事でございます。今後、施工していきます外構工事につきましては、黄色部分の屋外ストックヤード、白色部分の駐車場、グレー部分の敷地内道路が工事範囲となります。

おめくりいただき、3枚目でございます。ストックヤードの平面図になります。面積は、縦10.2メートル、横22.5メートルの228.15平方メートルで、高さは、4枚目の断面図に示されておりますが、5.1メートルになります。家具、自転車ストックヤード及び修理スペース、発泡スチロール、溶化スペースと剪定枝チップと発泡スチロールのストックヤード、それと事務室に分かれています。

最後の4枚目でございますが、ストックヤードの立面図でございます。ストックヤードを東西南北それぞれの方向から見た外観で、屋根の形状や勾配、窓、ドアの配置と外観デザインのイメージをあらわしております。

以上がストックヤード建築工事及び外構工事の概要になります。今後ともお世話になりますが、よろしくお願ひします。

以上でございます。

西井委員長 ただいま説明願ひました件について、何かございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 いろいろと紆余曲折があつて、それでこういう形に落ちついてきたと。循環型の形成社会をするがために、解体のことから何から、やっぱりこういうふうなものを建設せないかんと、それが、いろいろな地元要望があり、いろんなことがあつて、何が一番ええかというふうなことをその当時は検討して、それで、こういうストックじゃなしに、いろんな処理ができるようなのがええんやろうかというふうなこともあつたんやけれども、地元もそういうふうな処理して、においも出てとなるよりも、こういう形がええということで進んできたんやな。ストックヤードをこしらえる。これはこれでよろしいやんか。何のためにこのストックヤード

ドができたかという、ここに発泡スチロールどうのこうの書いてあるけれども、一応は資源ごみ、再生資源というか、それら辺も含めて、一番当初は、僕は、このストックヤードというのは、この形にせえと言うてたんやけれども、循環型の中で解体した後、これをせなあかんから、国からの補助金をもらうがためにはこれをせないかんから、こういう形がええ言うてたん。何でやいうと、はっきりと値段のええときにちゃんと、今は、一番最初、こういう資源ごみを回収してもらうのは、民間に、僕、一般質問で言うたように、そこへ頼んであったから、その人が集めてきて、その人が売ったはったわけや。空き缶にしる、アルミにしる、何にしる、そういうのはそこが売って、自分とこの収入にしたはったんや。この表のやつ、あれしはったけども、それをしたはったわけやん。そやけども、今度は、これは、集めてもうたやつは、これ、どない言うの。資源ごみて書いてあるの。どう言うの。

(「再生資源」の声あり)

西川委員 再生資源言うの。そやけど、ごみて書いてる。資源ごみ、どない言うんかな。そやから、それは、今、値段のええときに市場に出した方がええやろう。そやさかいに。全部、今、新クリーンセンターでいろいろ再生資源の空き缶であるとか、いろんなことをやってる。そういうふうなやつは、ここへ、これ、小さいのと違うかな思うんです。そういうのをきちっとストックできる場所があった方がええんと違うかと、こういうことでやり出さはったんやけども、平面図を見てたら、小さいのと違うかなと思うんや。ストックするところについては、こんなもんなのかなというのが1つ。発泡スチロールとかこういうのをストックして、これはもう1回再生できるから、ここへ置いたんやな。これは売れるのかどうか俺ようわからんけれども、ただで引き取ってもらうのかどうか知らんけれど。空き缶とかあんなんは、もう向こうでやってるのかな、クリーンセンターで。それで間に合うということか。俺は足らんように思うけど。

1点、小さいのと違うかと思うのと、それと、一般質問の中で、一気にこの表、僕は知らんけど、置いてもうてた中で委託料がぼんぼん上がってると、このグリーンの。このときに質問しはったときに、何か物すごく上がって、1億か8,000万円か知らんけど、節約できるやないかと、この委託料が。ほんまにそんなことできるのか、これ。不当利得がどうのこうのみたいな話まで出てきて、自分らは何の、それに関して、うん、うんと言うだけで、どんな答弁をしたのか。俺ははっきりこれを見て、20年か二十何年、そんなん、これ、民間のどこ安い、安い言うけど、今言うたように、売ったお金、何ぼか知らんで、2,000万円か3,000万円、その民間のどこへぼんで行ってるわけやん、売ったお金は。今もこんだけかかったけれども、年間で1,000万円か1,200万円か、俺知らんよ。その分は葛城市に入ってるのと違うの、資源用のこれ売ったやつは。そこら、ちゃんと説明をせんと。それと、こんなん上がっていくのは、安う、そんだけ節約できるところがあんのやったら、よう調べて節約して、そんな金のかからんとこへ出すなら出したらええ。できるんやったら。1億も8,000万円も節約できるのなら。それ、できるのかいな、そんな節約。そんな言われて、ええって、そんなできるやつおらん、見逃してきたんかい。そこらはちゃんと答弁してくれやんかったらな。ここであんまりいろいろと、議員間のことになってしまうさかい、あんまりそのことは言え

へんから、今度は議員のときのあれでやるけど、自分らが一般質問したときに、きちっと答弁したんかいうけど、俺はしてないように思うから。不当利得まで言われてたやん。そんなことまで見逃してたんか。2つ言うて。

西井委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、ストックヤードの狭い、広い、それから、発泡スチロールや空き缶の処理については、担当それぞれの課長、所長から説明をさせていただきます。

3点目に、私の一般質問の答弁等のことをふれていただきましたので、そのことについて私の方から説明なり補足なりをさせていただきますと思いますが、委員から質問いただいた件については、いろいろと検証が必要な観点を、ご意見をいただいたということを受けとめて、仕様書等に生かさせていただきますと思います。一方、今、西川委員からも意見をいただいております、そのことと、我々としては、調整をしながら、現場で仕事をしていただく方々が、気持ちよくやっていっていただく中で、儉約できる部分、仕事上いろんなことがあると思いますが、できる部分についての無駄がないかの検証は必要であろうかなと思います。不当利得というのは、民法第703条、私も後で調べさせてもらいましたけれども、これは、4つの構成要件がありまして、行政側としては、それに当たってないというのが私の見解でございます。

以上でございます。その詳細について私が説明させてもらえてない部分については、クリーンセンター所長から順を追って説明させていただきます。よろしくお願ひします。

西井委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。

先ほどの発泡スチロールの件でございますけども、今、竣工いたしましたストックヤードにおきまして、発泡スチロールの減容化を考えております。減容化しまして、ある程度数がそろいましたら、売却の方も考えております。

それと、ストックヤードが小さいのではということでございますが、これは、地域計画の中でうたっております内容に沿いまして建設させていただきました。あと、これから駐車場、敷地内道路、屋外ストックヤードと工事していきますので、予算の関係もありますので、これが精いっぱい大きさということでご理解願えたらと思います。

以上でございます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 はっきり言って、今、これを売り払った資源、再生、これ、ごみで資源として空き缶とかそんなん、そうやろう。それを答えなあかんがな。

西井委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

ご存じのとおり、平成29年度から新しいクリーンセンターとして稼働しております。その前年度、平成28年度から平成29年度にかけて、大幅なリサイクル処理の増額ということになっております。その主な原因といたしましては、当然、リサイクル施設の運転の管理、今ま

ではその分がありませんが、そのリサイクル等の管理の分も当然入っております。それから、當麻地区資源ごみ収集の分が、以前は當麻の職員で行っていましたが、平成29年度より、こちらの方も業者一本ということで処理をさせていただいておりますので、その分での増額が見込まれてのことだと思います。

以上でございます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 売払いのことを言わんのやけど。

西井委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 まず、平成23年度、資源ごみの売上げの分が約1,020万円程度ございました。前年度につきましては、合計で1,000万円ほどだったんですが、平成23年度につきましてはそれぐらいでございます。それから、平成30年度につきましては約1,370万円程度の売上額がございました。

以上でございます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 そやから、そっちが上がったのはそういう要因やけど、ほな、結局は前の當麻でやって、當麻で集めて當麻で売ってたやん。その分は、それを民間の人がそれを売ったはったやん、その分、新庄の分でも。それは大体予測つくん違うか。

西井委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 平成23年度について詳しく説明させていただきますと、當麻クリーンセンターの入ということで約925万円ほどございました。それから、新庄の分は95万円程度でございます。合わせて1,020万円程度になるということでございます。

以上でございます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 民間のことやから、そっちはつかんでないというのはわかるけれども、それから類推してみたら、新庄のこととかいろいろやったら、類推してみたらその分が、言えば、運営やる中にその分も込んで話できたら、ここへ出てくる運営費は安かってもいけるやろうと、こういうことやな。これは実際のところがわからへんさかいに、結局、これから、わし言うたように、一般質問したように、そちらの答弁で俺、納得してないから、これから何ぼでもやりますさかいに、ここのところははっきりと、この委員会ではこの程度にしとくけど。ただ、この上がってくる分について、管理費も含めて1億何ぼ、やり方によったら安うつくんやと、こういうことを言われて、ほんまにそこんとちゃんと精査して出てるのかどうか。そんなことできるのかどうか。何ぼか安うなっても、そんな1億何ぼも、そんなことできるのかどうか。そこんところを、今は返答できへんのか知らんけれども、それをちゃんと返答してもらわんなんようになるよ、これ。ああ、なるほどなんて聞いてたら、一般質問。

それと、この資源ごみそのものについてわーっと上がってきてるのは、分別収集もせなあかんし、細こうなってきたるし、いろんな手間もかかるさかい上がってきたるのわかるけれども、ただ、その中で、今で1,300万円ほどは、結局はよそへ入ってたやつが市に入ってく

るようになったということやな、これ。今言うた、平成30年、1,300万円入ってくる。今まで民間に集めてもうてたやつは、そんなん葛城市に何も入ってきやへん。當麻は自分とこで集めてたさかい、當麻の分、九百何万円か、それは入ってるけど、新庄の分は違う、わからん言うから、そこから類推してくれて言うてるんやな。わかった。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 関連でお聞かせいただきたいんですけども、今、平成23年が1,020万円が、平成30年で1,370万円になったと。つまり350万円程度増益といいますか、市として有価物として返していただける。これは本当にいいことではないかと私は思うんです。ただ、前提条件をきちっと把握しとかんと、ここのテーブルで議論できないと思うんです。たしか私の調べる限りでは、平成23年当時は、廃棄物の処理費も全て業者持ちであったというふうに私は理解してるわけなんです。つまり、この当時、全ての大型ごみ、不燃ごみの処理費、こちらの方が市が負担してたのか。今は市が負担しているのか、それとも業者持ちなのか。この辺を1つ教えていただきたい。

それから、今まではその管理がなかったということなんですけれども、私、これ不思議な話やと思うんです。というのは、基本的にこれまでは業者さんの設備でやってくださったわけですね。その業者さんは、その設備を管理されてなかったんですか。つまり、リサイクル施設を今までは管理してませんでした。新たに管理が生まれました。だから、この金額になるんです。これはわかります。でも、リサイクルする以上、施設を持つてはるわけですよ。管理してないんですか。それで、いきなり管理がふえたからこの金額になる。これはどうも、私は不思議な話やなど、こういうふうに思うわけです。この件に関しては、答えられる範囲で、どういうことなのかということをお聞かせいただきたいのと、あともう一つ、これに関しては、現状ごみの減量化に関する話ですので、私、今、本当に危機的な、廃棄物のリサイクルに関する問題に関して言うと、中国の廃プラスチックの輸入の規制であったりとか、それから資源の循環のことに関して言うと、非常に資源相場が激変しとるわけですね。例えば、古紙なんかでいうと、もう本当に今、古紙回収が赤字でできないというところがふえてきてます。そうなってくると、非常にそういった、今まで有価で売却してるところが、これ、さっきの話も一緒なんですけれども、価格というのは相場が変動しますので、高いときも安いときもあるということは前提なんです。ですので、さっきの1,020万円と1,370万円がどれだけの相場における金額かということは、これは検証が必要です。どれだけで買ってもらってるのか。

それは置いて、私が今言いたいのは何かというと、環境が激変してる中で安定してリサイクルをしていく。分別したものがちゃんと資源としてはけていくということが必要だと思うんです。その中でお聞きしたいのが、リサイクル率なんです。恐らく平成23年までは、私が調べる範囲では、リサイクル率がきちっと全て提示されてたと思うんです。集めてきたもののうち、空き瓶でも白色の瓶が何%ありました、茶色の瓶が何%ありました、それ以外の緑とか黒とかの瓶が何%ありましたということ、以前はちゃんとお知らせいただいたと思うんです。ところが、それを担当に聞きますと、最近はその辺がわからないということ

ですので、このリサイクル率、わかる範囲で教えていただきたいなというので、まずそこま
でお聞かせいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

西井委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 質問をいただいておりますが、何も手持ちの資料がございませんので、
すいませんが、後ほど回答させていただいてもよろしいでしょうか。

西井委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村です。

総枠的な説明になるかもわかりませんが、私の把握しているところでございますと、確かに、今、梨本委員おっしゃっていただきますように、施設管理がのってきてる。ただ、私が把握してるのは、以前はほかの葛城市以外のものと一緒に、その中の1つとして葛城市も入っておったということかなと思うのが1点であります。

それと、梨本委員の質問の前に西川委員から質問いただいている経理について、平成23年までについては、今は入として入っている部分について、入っていなかった、その具体的な額については、私の方、今申し上げることできないんですけれども、その経理の中身については民間のことですからという把握をしております。

あと、随意契約云々ということも議会の一般質問でいただいております。そしたら、平成23年までは随意契約ではなかったのかということも調べておいてくださいということについても、これから調べていきたいと思えます。

そんな中で、いろいろとふだん討議しておりますのは、いろんな業界、仕事の中で競争、入ってきていただけるような業者さんがあればいいんですけれども、そこでもって、我々で余り妥当で仮にあったとするのにもかかわらず、高い安いということを議論すると、もうええで、撤退するでというようなことになってもだめですし、環境、衛生の仕事というのは、1日も待たなしの大切な仕事をやっていただいている、その方々が気持ちよく仕事をやっていただけるように、いろんな観点を節約しなさいよというところを谷原委員は教えていただいているんだと、そういうことはやっぱり検討しなければいけないんだと思いつつ、これから更に検討を進めていかなければならないと思っております。こんなところです。すいません。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 いろいろと部長もご苦労されてると思えますし、白澤所長の方から、調べるというところも聞いてますので、調べた後、また教えていただきたいと思うんです。私が言いたいのは、確かに私は、この件に関しては一般質問において長らく何回にも分けてこのことは指摘して思うんです。業者さんがいないという話は、私は今さらの話やと思えます。というのが、ほかでそれだけの高額で随契をしているところがあるのかという話です。ほかはちゃんと競争入札もしくはプロポーザルでやっとなるわけです。にもかかわらず、葛城市だけが収集体系を、これをこの業者さんでなかったら維持できないとなっているのが、私には、それは行政側の探す努力が足りないのではないですかと。もしくは、私がいつも言ってるように、そこまで業者さんにそっぽ向かれて、市民の方に迷惑をかけるんだったら、直営でやられたらど

うですかと私何回も言ってるじゃないですか。直営でやったらいいんですよ。そしたらこんな問題全く出ないじゃないですか。だから、直営できちっとやるとというのが私は一番いいと思ってます。

リサイクル率の話はまた後ほどいただけたらと思うんですけども、価格の話で少しだけお聞きしたいことがあるんです。というのは何かというと、以前、平成23年までは指定法人制度というものを活用しての、葛城市は処理をしてたと思うんです。これはどういうことかという、容器包装リサイクル法において、空き缶、空き瓶、それからペットボトル、こういったものは相場に左右されますから、今は有償であっても、逆有償、つまりお金と一緒に支払うということが起こるわけです。そうすると安定的にリサイクルができないということで、ペットボトルなんかも集め始めた当初は逆有償でした。それが、中国が景気がよくなって、プラスチックを買い取ってくれる、そして相場が上がってくるということで、市場で賄えるようになって指定法人制度が廃れていって、今は個別に業者に市場で売ってるのだと思います。ところが、私は、空き瓶というのは市場がどんどん小さくなってきてるんです。住民さんからの収集も量がどんどん減ってきてるはずなんです。私の調査した範囲では、1トン当たりの売却益は、透明の瓶で約2,000円ぐらいです。差はあると思いますが、5円もつくことはまずないと思います。つまり1トン当たり1,000円とか2,000円とかの話です。茶色の瓶で約1,000円程度ではないかなと。これは相場によりますので、業者によっては違うと思います。ところが、それ以外の瓶は全部逆有償なんです。だから、ずっと平成23年までは逆有償で、指定法人制度を使いながらリサイクルをしてもらっていた。ところが、ある時期から、葛城市はこの指定法人をやめてるんです。その分がどこに行ったのかと。それは全部有償売却としてのってきてるわけでしょう。どこで売れるんですか。瓶の業界というのは市場が縮小してますから、数えるほどしか瓶のメーカーさんはないわけです。どこでその他色の瓶が売却できてるのか。それも、申しわけないんですが、あわせて、売却益とともに調べていただきたい。特にこの件に関しては、私、非常に問題がある可能性を秘めてると思います。なぜかという、瓶というのは、先ほど言ったように、1トン処理しても2,000円とかの世界なんです。1トンの処理をするのにどれだけの手間がかかるのか。4人も5人もの人が選別して、1時間も2時間もかけて1トン、2トン処理していくわけです。どういうことかという、やればやるほど赤字が出るんです。ということは、これは十数年前に大きな社会問題になりました。瓶を集めたといって、そして、リサイクルしてますとって、全部埋め立てたことがあるんです。これは大きな社会問題として近隣市町村でもそういったケースがございます。

谷原委員が一般質問の中で、近隣の市町村は、空き缶と空き瓶一緒に集めとるやないかと。何で葛城市だけ瓶分けとんねんと。これは、近隣市町村はなぜそういうふうにしてるか。これは収集効率もあります、瓶が割れないようにするためです。葛城市のクリーンセンターが全自動で粉々に割れた瓶を全部分けれるんだったら、それは別の話です。でも、そうじゃない。手選別でやる以上、収集するときに瓶ばかりだと割れます。ダンプをして、クリーンセンターにおろしたときに割れます。また、ホイールローダーで選別ラインに乗せるとき

にまた割れます。ラインに乗ってきたときにはかなりの瓶が割れてるはずなんです。その中で、これだけ住民さんにごみの分別を言ってきてるわけですから、どれだけリサイクル率を上げる努力をしてるのか。この辺もあわせてお聞きしたいと思います。

西井委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 ただいまの質問、いろいろいただきましたが、先ほどと同じような形でこちらの方も調べさせてもらって、また後ほど回答させていただくことにさせていただきますけれども、とりあえず、瓶の売却は手持ちがございまして、平成30年度ですと、大体トン当たり3,250円ぐらいです。それは無色瓶です。それから、茶色瓶につきましては2,185円程度の収益という形で上がっております。

ほかのご質問に関しましては、こちらにも調べさせていただきまして、回答させていただくということでよろしいでしょうか。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 白を3,250円、茶色を2,185円、結構いい値段で売られてるので、努力されてるのかなというふうに思います。ですから、それ以外のもの、これが何%ぐらいのものが売れて、その推移がどうなってるのかということもあわせてまたお聞きしたいと思いますので、また答弁は必ず早々に委員会に提出していただきますようお願いいたします。

西井委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 私の一般質問に関係していろいろとご質問とかご意見もありましたので、その部分に限ってお尋ねしたいと思います。これはストックヤードの議論なので、私も資料を持ってきておりませんので、こういう議論になると思いませんでしたので、あれなんです、先ほどありました、私が不思議に思ったのは、新クリーンセンターになって契約が、資源ごみ関係はこうなってるんです。クリーンセンターリサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務の委託契約です。従来はこれ、もともと葛城市のリサイクルセンターですから、そういうことがくっついたのかなと思うんですけども、資源ごみについてはそれだけで契約を単年度でやってます。この2つが長期契約でなってるというのも私は疑問があるんですけども、それは置いて、リサイクル施設運転管理業務委託、金額は幾らになってるか、これが1つです。2つくっついて、金額は一本しか出てないから、このリサイクル施設運転管理委託金額がわからないんです。

それから、もう一つは、議論をちゃんとするときには、それぞれ1トン当たり、資源ごみが何ぼで契約してるか。これがきちっと出てこないとわかりにくいんです。と申しますのは、先ほどもありましたように、例えば、業者が売却益を業者のものにしてる。これだって契約で定めとかなあかん話です、はっきり言って。それを込みで契約してる段階であれば、そういうふうなことできちっと1トン当たり何ぼ、どういう契約やったかということをはっきりさせてほしい。

それから、當麻地区は市で直営でしたから、それを集めていることについては、自分とこで売ってたわけですから、それはいいんですけど、今、これ全部、當麻地区も含めて、一体

1トン当たり幾らで契約してるのか。私、過去の契約ずっと調べました。そしたら、過去の業者は、ある業者とある業者とある業者は、ちゃんと契約書の中に、1トン当たり、空き瓶幾ら、空き缶幾ら、ペットボトル幾ら、粗大ごみ幾ら、不燃ごみ幾ら、きちっと書いて契約して、契約金額が載ってます。ところが、今、契約されてる方の事業所は、契約以来一切契約書に出てこないんです。明細を出してくれと言ったって、多分黒塗りだと思います。出てこないと思います。わかってるのかどうかわかりませんが、今回のこれはどうなってるのかということです、平成29年、平成30年。これ、1トン当たり何ぼか。多分契約ちゃんと見積もりあると思うので、ちゃんとそれは数字として出してください。ただ、今日ここでそういう議論を、私はするような場ではないと思うので、それさえ資料をちゃんと出していただいたら、実際にサイクル施設運転管理料について、従来業者持ちだったわけですから、業者持ち込みでそうやってた単価と、1トン当たりどうかと。リサイクル施設運転管理料以外に1トン当たり何ぼと出てたら、これはどうかなということもわかるわけですから、数字をきちっと出していただきたい。契約上の数字をきちっと出してください。こんなん、業績上でどうのこうのじゃないですよ。ちゃんと見積もりをやってるはずですから、積算を、それについてちゃんと出してください。実績按分じゃないですよ。それだけしっかり出していただきたいと思います。これはお願いです。すいません。今、私に関連したことやから、ここで答えていただくというのは大変だと思いますので、1つ、こちらの笹堂の件の、ストックヤードのことについて幾つかお伺いいたします。

1つは、進入路のことなんです。進入路が、この用地だと右側の方が葛城川の方になるんですかね。この進入路がどういう形で、例えば、これは、クリーンセンターの方から運ばれてくると思うんですけども、進入路がついてますので、大体どの道を想定されて、市のクリーンセンターからトラックで運ばれてくるんでしょうか。地元の皆さん、常時こういう車が通ることになりますので、その想定を、どこからどう入れようとしているのかということについて、どういう計画か。つまり進入口ですから、当然、運ばれてくるところは便利な方につかなければいけないと思いますので、そのことについて1つお伺いします。

それから、先ほども出てましたけれども、発泡スチロールですけれども、溶化施設とありますから、溶かしてインゴットにして積み上げるんだらうと思うんですけども、その溶化施設に当たって、溶化について、何かにおいがするものなのかどうか。私は素人やからよくわかりません。燃やせばすごいにおいがするので、溶化についてどういうふうな形でやるのか。それから、その処理です。液の処理とか、そういうものについての施設、下水、污水处理、どんな形になるのか。そこら辺がこの設計図からはよくわかりません。溶化スペースとだけしか書いてありませんので、添付された3枚目ですか、ここら辺の発泡スチロールの溶化のことについてお答えいただけたらと思います。

西井委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。

ただいまのご質問でございます。クリーンセンターからどの道を通ってくるかということでございますけども、今のところ、まだ細部までは決まっておりますが、葛城川沿いの道

を通過してストックヤードの方に入ってくるのではないかと考えております。

それと、発泡スチロールの減容化のときに発生するにおいについてでございますけども、先日、発泡スチロールの減容機のデモを行いまして、やりましたところ、担当した職員に聞きますと、わずかに鼻に来るようなにおいはありますけども、換気扇を回しておりましたら消えてなくなるということで聞いております。

あと、ストックヤード内で発生する汚水的な処理でございますけども、ストックヤード内に水栓がございます、水が出るようになっております。それを、水を出して洗うように、下はコンクリートの土間ですので、直接洗えるようになっておりますので、洗い流した分につきましては排水処理させていただく予定になっております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 まず、道の件でありますけれども、葛城川沿いということだったら、多分、この地図でいいますと、葛城川の横に、真ん中から下にロイヤル染工さんがありますよね。ロイヤル染工さんという工場があります。そこから入って、北向いて入っていくんでしょうね。そうすると、この図面上の進入口からするとちょうどいいのかなというふうに思うんですけども、多分そういう進入経路を想定してやっておられるんだろと思うんですが、それは確認です。それと、つまり北側の方から入ることになってませんから、南側からですので、多分こういうことなんだろうと思うんですが、それは確認です。

それから、もう一つ、発泡スチロールの件ですけど、中の方は、外に出せばにおいはしませんよ。でも、外に出た人が、風向きによっては、民家の人にどの程度においがするのか。特に化学物質ですから、これはちょっとでもにおいたら、近隣の方は、多分市の施設だし、かなりクレームが来るんじゃないかなと思いますので、どの程度なのかというのが、確かにつんと鼻においはする、作業する人は出せばいいと。出されたのが風に乗っていくことになるので、そこら辺のアセスメントというか、環境評価というか、どんなものになるか。どれぐらい1日溶かして、どれぐらいのそういうふうな物質が発生して飛散していくのかというのは、私は、ある程度見積もられた方がいいと思います。やるんだったらちゃんと溶化施設をつけて、溶化作業をちゃんとやるんだとすれば、そこはきちっとやっていただきたいというのがあります。そういう考えはないのかということと、それから、処理につきましても、下が汚れたから水で洗い流してということではなくて、溶化施設は僕はよくわからないんです。何らかの溶液を使うとすれば、定期的にその溶液の交換なり、そういうことが必要になるとすれば、それがわからなかったんで、そこはないのであれば、単純に溶化いうのはどういふことかよくわからないので、どのようにしてインゴットみたいにしていくのかよくわからないので、そこら辺のことを含めてお聞きしたいと思います。

西井委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課、庄田でございます。

溶化施設なんですけども、発泡スチロールを溶かしているときは、別に液みたいなのは何も発生しません。そやから、床面が汚れるということはありません。

西井委員長 西川課長補佐。

西川環境課長補佐 減容機でございますが、こういう機械ありまして、発泡スチロールを上から投入して、中でぐるぐる回ってますので、それで粉々にした形で、その下に熱で溶かしていくと、機械の横にこういう縦の筒がございます、そこへだんだん流して行って、約90センチほどのインゴットができる。この前、締め切った状態でやったんですけども、中でおってもそんな悪臭というほどのものでもありませんでしたので、業者の方にも確認したところ、それが気になるようでしたら、脱臭みたいな機械も取りつけられるというようには聞いております。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。リサイクルで環境問題とかかわることですので、そこは丁寧に聞いておこうと思ったんですが、よくわかりました。先ほどつんとするにおいがあるとかいうのがありましたのでお伺いしましたけど、そこまでにはならないということであれば、わかりました。今後、ただ、住民の皆さんからいろんな声が出てくるかもわかりませんので、そこら辺はこちらの方も注意しておきたいと思います。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

内野委員。

内野委員 今、この図面を見させていただいて、屋外のストックヤードをどのように使われるのかということと、この下は、昨日、私、あそこを通ったら、屋内のストックヤードが完成してる様子を見させていただいたんですけども、結構敷地が広くて、あと、あそこはコンクリートを流されるんですか。それとも、図面を見たら、芝生か何か植えられるのかな。そういうようなことはどうなのか、教えていただけますか。

西井委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課、庄田でございます。

ただいまの質問でございますが、屋外ストックヤードにつきましては、ストックヤードでは剪定枝のチップ化も行いますので、チップしたものを一時的に屋外ストックヤードに保管するという事を考えております。

あと、図面のグリーンの部分ですけども、今のところは土身の状態で残しておくことと考えております。

以上でございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。土のままで残しておくんやったら見ばえが非常に悪いなと思ったから、昨日通って思ったんです。わかりました。屋外のストックヤードに関しては、剪定のチップをそこに置いとくということで、これ、濡れても大丈夫なんですよ。あと、この周りに木とかも植えられるんですか。そういうようなことはまだ考え……。わかりました。ありがとうございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

西川委員。

西川委員 ストックヤードの議論やさかいに、そういうことやということやけども、なるほど、さすがに細かいことまで梨本委員はよう知ったはるから、それはそれでええんやけど、平成29年、平成30年のことだけを言うてるのと違うんやで。それは當麻だけのことで類推せえということやけれど、民間のことについては、民間のことやからわからんと。そやから、そなんん損してそういうふうなことをしたはると。今、逆有償みたいなことでやってはると。そんなことがほんまにあったんかどうか、俺ようわからんけれども、そこらもこれから出してくるといふなら、僕はいろいろと求めていきますよ。民間のことはわからんと言ふんかどうか知らんけど、平成29年、平成30年のことみたいなん、わかりまんがな。平成23年以前、その辺がどこまで答えられるのかどうか知らんけれども、ここでやるあれと違うということやさかい、徐々にそれはやっていきますけど。だから、そこらのところを、いろんな資料を出すときには、そこも含めて出せる資料は出してもらいます。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

ただいま、ごみの減量化に関する諸事項についてという議題の中で、大変重要なお議論を、いろいろとご意見を賜ってるところでございます。少し、いろんな場面で理事者側で手持ちの資料で即答ができない場面が多々ございましたことについては、おわび申し上げたいと存じます。いずれにしましても、一般質問も含めまして、いろいろと議会の方からご意見を聞いていることにつきましては、最終的には、まずは来年度にまた新たな形で委託の枠組みをしっかりと、これは、市にとって、市民にとって一番適切で納得のできる形で、そこをしなければならぬと。そのためのいろんな検討材料なり検証として、過去の部分についていろいろなお尋ねをいただいていることだと存じますので、書類でわかることについては当然、まずは一般質問で決算資料だけをもってでも、谷原委員からもあれだけの資料をおつくりいただいて、お示しいただいてるわけですから、そこにつきましては、内部で調べられる範囲でいろいろ検証できることにつきましては、もちろん理事者側として責任を持ってしなければならぬ部分かと思いますが、そういったことも含めまして、基本的には、次の契約に向けて、どれだけ適正な、合理的な契約方法がとれるのかということにつきましては、既にご答弁でもお答えをさせていただいてますとおり、理論だけを先行し過ぎても、実際に応じていただける、受けていただける業者がなければ、契約はできませんので、そういうことになれば、一方では、これもご提案いただいておりますように、直営でなければしょうがないじゃないかということにもなりますので、そのあたりも含めて、まずは、基本的に今考えておりますのは、ずっと研究してまいりましたのは、委託の方向の中で、どれだけ合理的で経費を節約してやれるかという方向で今検討はしておりますけども、その検討につながる形の中で、過去の検証についても、理事者側で必要な分もしっかりやっつけていかなければならぬということについて、改めていろいろとご意見を賜りながら持っているところでございます。

それから、議会でお決めいただきました調査案件の中のごみの減量化につきましては、非常に、そういった意味では、改めて非常に範囲も広くて大きな問題であるなということにつ

きましては、これは、理事者側でも十分に認識をまた新たにしたところではございますが、できる限りこの委員会の中でしっかりとお答えができますように、事前のいろいろなお問い合わせとか詳細も含めまして、しっかりと連携、連絡をさせていただきながら、適切に今後とも対応させていただきたいと存じます。

以上でございます。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 今、副市長からも言っていましたように、私としても、できるだけ事前にそういったことも含めて、今後、市民の方にとって最善の方法は何なのかということを探していくのが大事だと思いますので、その辺、議会と一体になっているいろんなことを協議できたらなというふうに思っております。その中で、最後に1つだけ聞かせていただきたいのが、ストックヤードの話なんですけど、何人ここに常駐されるのかというところを、私気になってるんです。というのが、発泡スチロールの溶化に関しては、皆さんイメージが湧いてないと思うんですけれども、例えば、これは、本当に車でいうと空気を運んでるような作業になるわけです。2トンダンプに山盛り発泡スチロールを積んでも、60キロとか80キロとか、100キロいかなのような、空気を運んでるような状態でここに運ぶわけなんですけれども、基本的に葛城市は、発泡スチロール、その他プラの中で一緒に混ざってくることがあると思うんですけれども、発泡スチロールだけを別には、私はやってないと思うんです。発泡スチロールだけを別に回収してくるということはないと思うんです。しかも、発泡スチロールを溶化スペースで、先ほどインゴットの説明を課長補佐がしてくださいましたけれども、大体1本つくるのに、機械によって出てくるインゴットは違うと思うので、8キロとして、溶化の機械自体が、処理能力が大体1時間当たりどれくらいあるのかということ、ほとんど1本、2本つくれるくらいの処理能力しかないと思いますし、それをここでためていくとなると、これも2つ目に聞きたいんですけれども、今まで売却された実績というか、どれくらいのスパンで1回売却できてるのか。私が心配してるのは、やるのはいいと思うんです。計画上でいろいろ想定してやられるのはいいと思うんですけれども、やりました、売却、4トントラックいっぱいいためるまで、2トントラックいっぱいいためるまで3年かかります、5年かかりますとなってしまうたら、それをためるまで置いておくだけのスペースをずっと、それで埋まってしまうといいですか、ですから、私としては、これを建てられた目的はこの溶化スペースということなんですけれども、何か有効的な方法でもっと活用できる方法があるんやったら、その辺も行政内で考えられたらいいのではないかなという思いも込めて、発泡スチロールが今どういう状態でリサイクル、売却されてるのか。どれくらいの頻度でどれだけの量ができてるのかというところを、わかる範囲で教えていただけますでしょうか。

西井委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。

ストックヤードに何人常駐するかということでございますけども、今のところ1人の常駐を考えております。

それと、発泡スチロールのインゴット化でございますけども、計画では月に12本ぐらいの

インゴットをつくることを目標としております。

以上でございます。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 今、月に12本目標ということなので、大体1カ月100キロ弱ぐらいとなると、1トンたのみに1年間、どれぐらいの数量がたまれば売却、取りにきてくれるのかどうかかわからないですけれども、とにかく私が初めに言ったように、リサイクルの価格というのは物すごく変動してるので、西川委員がおっしゃるように、相場が一番高いところで売れたらいいんですけども、そんなのは本当に相場師でなければなかなか難しいわけです。ある程度たまった段階で出していけないといけないし、となると、発泡スチロール96キロ、売却価格がどれぐらいになるかわかりませんが、これをつくるのにどれだけの手間がかかって、そして、どれだけの時間とコストをかけて売却益をどれだけつくるのか。私は、この設備があるので生かしたらいいとは思いますが、今、集めてるわけですから、その他プラと一緒に指定法人さんにやってもらうとか、この辺に関しては、発泡スチロールに関しては、基本的に家庭から出てくることはほとんどないと思うんですけども、そうすると産業廃棄物と一般廃棄物の区分の問題も出てきますので、その辺の法的な整理もしていただいた上で、もう答弁は結構ですので、この先の使い方も、今後これでいくのかということもご検討いただけたらというふうに思ってます。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 ごみ減量化全体のことについて、今後の議論のこともありますので、お伺いしたいと思うんですけども、ごみの減量化ということですが。私は、この間、一般質問でごみの量の推移について、これは、決算書の成果報告書、過去をさかのぼって全部出して、こういうグラフにしました。裏面に数値も上げてますので、これはご確認いただいたらいいと思うんですけど、減ってるんです。これは市民の皆さんが大変努力して減っていると。でも、こっちの資源ごみの方は、平成29年、平成30年、ちょっとふえたんです。ずっとこの間、資源ごみも減ってました。それがまたふえたと。これの要因ですけど、これをどうお考えになってるのか。今回、内訳、このたびは出しませんでした。でも、成果報告書にはちゃんと内訳も出て、それぞれの資源ごみがどういう推移になってるかというのもしっかりと出ておりました。今回はそういうのを出しておりませんが、容リプラというのを、容器プラスチックを新たに集め出したと。その分が、だから家庭の中で燃えるごみ量として減った可能性があります。そのかわり資源ゴミの方に回ったと。容器プラスチックは結構出るんです。だから、そこら辺の細かいところで、実際にごみが市民の方々の努力によって減量化になってるのかどうか。これをぜひ、また問題意識を持ってやっていただけたらと思います。

今日はもうこんな資料はあれですが、その上でですけども、先ほど梨本委員の話もありましたけれども、容器プラスチックの扱いです。これ、私、近隣の町に聞いたけど、集めてないんです。葛城市だけなんです。これは、でも、環境問題の高まりの中から集め出した。

ところが、私は何度も前から言ってますが、これがよくころころ水路に落ちてる。水路から流れる。私、家の前からしょっちゅう引き上げてます。これ、海洋汚染のもとです。微小なプラスチック問題が、今、非常に、要はごみ袋、容器プラスチックが海洋に流れ出て、それが非常に今後大きな問題になると。これは人間の体内にもいっぱい入ってきてるみたいですがけれども、海のものを食べると、そうすると何のために環境を美しくしようと思ってるのかというのが、容器プラスチックを集めるのがいいかどうか。これは選別されてるわけです。紙が張ってたらだめですよ。先ほど言った、悪いやつは全部海外へ持って行ってたわけです。海外が今、それ、あかんと言ってるわけです。これまで受け入れてたところが。だから、紙のないきれいなやつを、ほんまにシルバーさん、分けてはるわけです。そのいいやつだけを出してると。それがどういう比率なのか。ちゃんとリサイクルされてる容器プラスチックは幾らか。それとも紙を張って非常に悪い容器プラスチックがどうなのか。これ、ちゃんと出してほしいんです。場合によっては、それは多分燃やされてると思います。もうどうしようもないから、それをまた売って外国で処理してもらうなんていうのは大変だから、売ったほうがコスト安いから、焼却炉が隣にあるわけですから。それやったらどれだけのコストがかかってるかというのも非常に大事なんです。そこまでやって集めるのか。本当に集めるんだったら、それぞれボックスを置いて、集積場にきちっと入れて飛ばないようにするとか、今のようなああいう容器プラスチックの集め方、私は本当に問題だと思います。かえって環境を汚してます。いっぱい飛んでます。道路がとまるときもあるんです、車が。とまって横によけると。何ら手当てされてない。あの軽いものがふわふわ飛んでる。だから、そういうことも含めて、もう一回設計をし直してほしいんです。3月は予算の議会ですから、どういう設計やったんやと、もう一回仕様書からゼロから見直してほしいということは、そういうことを申し上げてるんです。

梨本委員がかなり詳しい専門的なこともおっしゃったから、どういうあり方がコストが少なく、環境の負荷のかからない、葛城市にとってもいいのか、もう一回検討して、契約上の問題も含めて、ちゃんと予算を立てていただきたいということをお願いしておきます。今日は、そういうデータとか難しいと思いますので、よろしくお願いします。ごみの減量化、それから環境に負荷をかけない、特に海洋プラスチック問題は大変な問題になっておりますから、それについて葛城市がどうなんだということになりますので、そういうことで意見を述べさせていただきます。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件につきましては本日はこの程度にとどめたいと思っております。暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時47分

再 開 午後3時00分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、学校給食に関する諸事項についてを議題といたします。本件につきましては、今回は、理事者側からの報告事項は特にないということでございますので、委員の皆さんから何か確認事項などがございましたら、お受けいたしたいと思っております。

何かございませんか。

西川委員。

西川委員 報告ないって、僕が何回か質問してるように、このことで裁判をしたはるわけやんか。訴えられてるわけやろう。異物混入も、情報公開のあれでどないなってるねんと言うて聞いたら、あまり変わらんほどの混入があるやんかと、前の業者さんとの間と比べてみたら。前は何か、PTAや子どもや、あの人らまでこないして探してって、そんなふうなことまでいって、今、ほんだら、どんな状態やいうたら、異物の混入ありまっせと。ないという報告はないわけで、あるわけやん。そんなん全然ない立派な業者やと連れてくるん違うんかい。一緒のことやってて、何やねんと。ほいで、もともと入ってはったあけぼのさんそのものは、いろいろな指導して、ISOか何か、それもとって、それで改善もしてきたはるわけやん。地元業者をちゃんと育成するような方向でやるいうて、その方向で、そういうふうな地元業者、あけぼのさんとは言うてないけど、地元業者を優先してやっていくというような返答してるやん。ほいで、この裁判結果というの、結果はまだ出てないんか知らんけれども、裁判所から和解の話、そっちへ行ってないのか。何の報告もないって。和解を勧告されてるのと違うんですか。

西井委員長 森井部長。

森井教育部長 前回、9月に取り下げというお話がここで出たかと思えます。それ以降、口頭弁論が2度ほどございました。その中で、今現在、和解といえますか、まず、どれぐらいの損害額があるかというふうな話をしておられるところへ、私とこちらにいます給食センター所長と行っております。前回ここでも出てましたように、取り下げの話が出ていて、その上でということで、この件に関しましては、向こう側も代理人さんも出しておられますし、私どもも代理人を出してるという形で、弁護士さんの方にお任せして討論いただいているという状況でございまして、和解案については、今のところ出ていないという状況でございます。

以上でございます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 和解の勧告が出てないけれども、和解をすると。その条件はどんなんやというふうな話し合いは双方の弁護士でやってるいうんか。結局は取り下げの話どうのこうのって、取り下げをすると言わはったんか、裁判の進み具合を俺は聞いているわけで、今言うたようなことで取り下げをすると向こうが言わはったんやったら、そんな話し合いもないわけやん。和解の方の弁護士同士が話をして、今度、その見通しとして、そっちの姿勢は、話し合いがうまくいけば、裁判所はどんな状態で言うてんの。和解をするように促されてんの。言われてるの。裁判所は勧告まではしてないやろう。そやけど、条件が合えば和解するようにと言われてるさかい、両弁護士で話してんのと違うの。どうやの、それ。

西井委員長 森井部長。

森井教育部長 私が横で聞いているだけでございますので、イメージで余り言うのも何なんですけれども、当然、今まで、これ、平成29年4月からのお話でございますので、ずっとそういう口頭弁論を繰り返してやっていただいていたと。その中において、当然、その中身の金額のこととかを今議論されているところでございますので、そういったことも含めて検討されているものだと認識しております。

以上です。

西井委員長 西川委員。

西川委員 結局、今後、見通しは全然立ててないと。金額のことということは、はっきり言うて、営業の損害賠償どうのこうのという話やろう、向こうから言えば、葛城市に。その話し合いを他人事みたいに、弁護士に任してあるねんて、それ、今後、どう積極的にやっていこうとしてんの。そんな和解の勧告が出たところで、金額によっては和解に応じようかと思うてんのか。一銭も和解のためのそんな損害賠償みたいなん、せえへんわと言うんか。それで、また、それ出ても、いや、こういうことで次のとこへ訴えていくねんという姿勢でいくんか。それ、いつになったらそれら辺が出てくるの。こういうことをいつまでやって、いや、報告する事項ありません。裁判ずっと維持するの、ようさん裁判抱えたはるけど、こんな裁判維持していくの、全部税金でやで。どういう見通し立ててるの。もうええわ。もう3回目やから返答できへん。

西井委員長 ただ、これ、重要な問題ですよ。誰か答弁できたら。

副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

訴訟全般のお話ということで、別にも訴訟を抱えてるだろうと言っていたいただきましたので、そこも踏まえてということで私の方からご答弁をさせていただきたいと存じます。

市の方から訴えの提起をしたものにつきましては、これは、十分調査をした後に、また住民監査請求の勧告も踏まえた中で、ある意味、法的措置の手續の延長としてやっているものでございますので、こちらにつきましては、しっかりと裁判を維持して、市の主張をしていこうと存じます。

一方、残念ながら、今、当該取り上げていただいております事例のように、市が訴えられているものもございます。本案件につきましても、非常に残念ではございますが、当時、確かに異物混入の事案をきっかけとして、どうしようかということで、給食を継続しなければならぬということで、一時的に代替措置をしたわけではございますが、その代替措置をしている途中で、もともとそういったこともあって、訴えられたといったこともあるわけですが、訴えられた以上は、市はその時点では、その当時の最善の判断をしたという意味において、いろいろ手續を続けている途中で、市側について損害賠償で訴えられたということでございますので、この時点におきましては、これは、市の方のこれまでの対応が正しかったという主張を繰り返して、しっかりと認めていただくと。ある意味、ほかの部分でご答弁を申し上げたこともあるかもしれませんが、訴えられたことにおいて、市の方では、これは負けるわけにはいかないということで、最大限の防御を尽くすというのが今の市の姿勢では

ないかと存じます。

口頭弁論ということで、公開の法廷でいろいろと議論された以外にも、当然、そこに至るまでに裁判官を交えた打ち合わせがございますので、その中では、これは非公開ではございますが、当事者同士では当然、訴訟代理人として弁護士は立てているとはいうものの、当然、市の担当者も出席しながらいろんなやりとりはしておりますので、その中では、委員が質問で、ここでご披露されたようなこともあるとは聞いておりますけども、そこも含めて、現段階では市は訴えられている側でございますので、しっかりと市の主張をしていきたいというふうに思っております。また、和解は和解で、これも議会で議決をいただいて、でないといふと和解という手続もできませんが、現時点では、まずは市の主張をそのまま続けていきたいと存じます。

それから、市内の業者でございますので、当然、市内の業者としてこれからもしっかりと経営、運営はしていただきたいと存じますが、今の段階では訴えられている者と訴えをしておられる側でありますので、余り将来のことについて、現時点でこういった公開の場でははっきりとしたことは、訴訟が継続中でございますので、訴訟の内容そのものにかかわる話でございますので、なかなかこの場でいろんなところを申し上げるわけにはいかないのかなと思っております。市の方でも決して、余りドライに何から何まで割り切つてというわけではございませんが、今はとにかく訴えられてる側ですので、負けないように最善の努力を尽くしていくのが現在の市のスタンスではないかと思っております。この場ではこれ以上のことといたしますか、これ以外のことは申し上げられないと存じます。

以上でございます。

西井委員長 誰かほかに質疑はございませんでしょうか。ないようなら、再度言うてもうて結構です。谷原委員。

谷原委員 最初に西川委員がおっしゃられたことで、私も、市民の方も見られてるかとも思いますので、要は異物混入の件なんです。これは、そういうふうにおっしゃったけれども、具体的に数字として最近どうなのかということをお聞かせいただきたいと思います。ただ、異物混入の件に関しては、混入があったときの業者の対応の仕方が、全く安心性とか信頼性ということで、それも過去議論あったところですけども、そのことは了解した上で、現在の異物混入はどうなってるか。それについてどのような改善がなされてるのかとお聞きします。

西井委員長 油谷所長。

油谷給食センター所長 給食センターの油谷です。よろしくお願いします。

ただいまの異物混入の状況についてのご質問ですけども、本年度の異物混入の状況なんですけども、残念ながら若干の異物混入の事例は発生しております。今年度4月から現在までにおきまして、トータルの件数で24件あるんですけども、こちらは、学校へ持っていく間の分も、学校で配膳途中で起こった事案も含めての件数になります。それぞれ業者がかかわってる分につきましては、それぞれ業者からのこの事例につきましても報告をいただきまして、その報告の中で、どうやって改善していくかというふうなところも含めて報告いただいて、今後の対応をいただいております。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 わかりました。なかなか100%なしにするというのは、どんなことでも難しいところだろうとは思いますが、業者の部分については改善するというのを、原因を含めてなされてるということなんですけれども、私も、前も申し上げたけれども、地元業者については、育成していくという観点から、失敗があったからといって、それですとあかんということではないと思うんです。業者さんも努力して改善されますしね。そういうことの流れの中でお聞きしたいんですけれども、その業者さんは、例えば過去、多々異物混入があったと思います。そのたびに改善について提言もあり、そういうふうになされてきたと思うんですけど、そういう面については、もう減ってきてるということなんですか。そのことについて伺います。

西井委員長 油谷所長。

油谷給食センター所長 給食センター、油谷です。

ただいまの異物混入の事案の件なんですけれども、今、トータルで24件というふうに申し上げましたけれども、今現在、米飯とパンについては、米飯については24件のうちの7件、パンについては24件のうちの2件というふうになっております。パンについては製造工程の分が原因とわかっておりますので、こちらの原因を究明していただいております。それと、米飯につきましても、製造工程よりも配膳の後の部分が多くて、製造工程の中でしたら2件、学校へ行くまでの工程の中では2件ほどでございます。異物が混じってたのと、あと、最終的にはでん粉の焦げと判明した部分もございまして、そのような状況でございます。よろしくお願ひします。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 言い放しですけども、米飯については、言ってみれば、1件ですよ、本当の異物というのは、でん粉の焦げだから。だから、4月からこの時期まで大体これぐらいまででおさまってるのは、過去幾つか何度もこの委員会で異物混入の数を聞いてまいりましたけれども、大きく改善されているのがわかりました。こういうことを踏まえて、業者がかわっても、異物購入については、これは1つの水準になるのかなというふうに思いましたので、今後とも議論の上では具体的な数字を出しながら、異物購入がどうであったか、改善してるのか、具体的に論証していけたらと思います。ありがとうございました。

西井委員長 ほかにありませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員 私も、西川委員言われるように、地元業者をしっかりと育成していくという観点、本当に大事だなと思いますので、改善してるのであれば、取引再開をぜひ応援したいなというふうに思ってます。とにかく一番考えないといけないのは、子どもたちに温かくておいしいパンであったり、お米、そういったものを食べられるようにしてあげる。それができたら本当にどれだけいいことかなというふうに思うわけなんですけれども、1点だけ確認させていただきたいんですけれども、当該業者さんにおいてはISOもとっておられるので、大丈夫だと

思うんですけども、コンプライアンス上ほかに問題ないのかなというところだけ確認させてほしいんです。例えば、今回、西川委員が一般質問でも取り上げられましたけれども、例えば、農地法とか都市計画法、建築基準法、こういったところのコンプライアンス上の問題がないのかということが確認できているのか。私はないと信じてるんですけども、もし、あれば、ここまでの議論が白紙に戻ってしまう可能性があるわけです。ですので、一般質問で理事者側からの答弁では、県に監督指導権限があるということで、その辺は承知してるわけなんですけれども、これを徹底的に追及する議員さんもおられる以上、無視できへんのかなというふうに感じております。私としては、給食食材を納入することと、建築基準法とか都市計画法、農地法というのは関係ないんじゃないかなと思うんですけども、市側の答弁で見過ごすことはできないということもおっしゃってますので、その辺確認ができていますか。確認できているのであれば、問題があるのかなのかということをお教えいただけますでしょうか。

西井委員長 油谷所長。

油谷給食センター所長 給食センターの油谷です。

先ほどのご質問の件なんですけども、コンプライアンス上の問題と申しますか、農地法であるとか、その辺については特に問題はないものと考えております。確認の方はできておりませんので、それでよろしいでしょうか。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 急な質問なので、確認できてないということなので、確認できてたら、できた段階でまた報告していただきたいと思うんですけども、前回、これは市長部局と教育部局で違うと思うので、その辺どうかなと思うんですけども、一般質問でああいう質問が出た以上、今後こういったことは問題として無視できなくなってくるのかなというふうに私は思うんです。確認していただきたいのを正確に言うと、農地法でいうと農地転用ができてるか。これは、ちゃんと申請が出てるか出てないかということがまず問題だと思うんです。ですので、無届けであるということは、これは重大な農地法違反だと思うんです。申請がある程度ちゃんと出されてるのであれば、その土地の所有者さんに関してはちゃんとやられてると。その後の土地の利用者さんに責任があるということになりますので、その辺、申請の有無だけ確認させてください。

都市計画法と建築基準法については、給食センターとか教育部局に言うのは酷だと思いますので、都市整備部の管轄ですし、正確に言うと県の管轄になりますので、以前の対応からすると、本来であれば都市整備部でやるべきだと思うところを、担当部局でやっておられたというふうにも聞いてますので、その辺、是正計画書の対応なんかも含めて今後どうされるのかなというところも聞きたいと思ってます。

違反が確認できるのであれば、その辺、基本的には是正計画書の提出を受けて、すいません、これ、仮定の話なので、提出を受けて、その後に違反の解消が行われた後に契約するという流れになると思うんですけども、私としては、委員会で安心して議論させていただくために、そういった情報をぜひいただきたいということでお願いしておきます。

それと、2つ目なんですけれども、関連の質問なんですけれども、給食の備品の納入業者さんかどうかというのは、私も定かではないんですけれども、ほかに教育部局において契約を結んだ業者さん、そこについては同様にコンプラ違反の問題がないのかなというところを問わせていただきたいんです。というのは、今してる話は、当該業者さんに関しては、これから裁判の和解があった後に契約していこうという話ですので、まだ契約はしてないわけですね。ところが、今現在、市と契約している業者さん、この業者さんに先ほど言ったような違反があるのではないかということが風の便りに、私、聞こえてきとるわけです。去年、今年に契約した業者さんの中に、教育部局で契約した中に、農地法、都市計画法、建築基準法の違反がないのかを教えてくださいということで、これが2点目です。もし、気づかずに契約してるんでしたら問題ですので、見過ごすことができないということになると思います。その際にダブルスタンダードになるような対応がないのか。きちっと同じように、先ほど言った事実を確認する。違反があれば是正計画を提出させる。それを完了して、そして、その手順で対応が行われるかということを知りたいというのが3点目です。

以上です。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

本件、もともとが学校給食についてという議題についてであります。梨本委員のご質問の中にも、その前のお問い合わせで、今後どうするかということについて西川委員の方からもいろいろご心配いただいて、ご質問はいただいたわけではございますが、一方で、ある意味、私の答弁、ご理解くださいと、ここまでしか言えませんという中で、今は訴えられてますと、訴えられてる中で裁判は継続中でございますので、裁判の今後の行方につながるような発言はここではできませんから、そのあたりは、言えることは申し上げましたけども、ご理解くださいということをお願いしてるわけです。梨本委員のご質問は、ある意味、そう言いながら、言い過ぎますと、私は、一回も私自身は固有名詞なり、相手方が特定できる発言はしておりませんが、委員の皆さんの中でぼろっと言っておられることもあるかもしれませんが、当該業者がこの後また市と契約できる状態になったときに、さらに、当該業者においてコンプライアンス違反があるかないかという、申しわけありませんが、仮定に次ぐ仮定のお問い合わせになってるかと思いますので、申しわけございませんが、理事者としては、この委員会のこの調査案件の中でそこまでお答えするのは適切ではないかと存じておりますので、今回はここではお答えを控えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 わかりました。結構でございます。今後のことにつながるので、その際にはきちっと対応していただきたいということなので、そのことだけちゃんと確認できてるかというお話なんです。私も固有名詞でどこの業者ということは言っておりませんので、ただ、本当に心配なのは、そういった契約関係を今後ちゃんとやっっていこうと、コンプライアンス基準をちゃんとやっっていこうということを議会で言ってる以上、それに従ってきちっと行政側も対応して

いただきたいということをお願いしてるわけです。ですから、今後もそういった形については、きちっとコンプライアンス違反の対応はないのか、その辺を確認しての契約をお願いしておきます。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 どこへ話を持っていってもええのやったら、何ぼでも言うけど、今、給食の異物混入のやつ、きちっとそうやと言うてるか、わし、きちっと調べまっせ。聞いている話では、ピンというか、危ないようなもんも混じっててこうやとか聞いているから、それはただ聞いているだけやから、今、正直に答えたんや。米では焦げの分だけしか入ってないと。それやったら、きちっと、また異物混入のことについてはずっと続いていく話やから、私はしっかりとまた皆さんに資料ももって、やります。ただ、副市長に言うてんのは、それは副市長が言わはるとおりや。訴えられてるねんから。負けるような対応はしませんと。きちっとそうします。そちらではそれしか言いようあらへん。ただ、この見通しを、これ、いつまでということぐらいわかってるのと違うかな。裁判所がいろいろやって、和解の話し合いをせえと。ほんなら、いつ、どういう形でやるのか知らんけど、2月か3月ぐらいには、どんな話し合いして、その話し合いは決裂するのか、いや、弁償してでも和解の方へ持っていくのか。それは、そちらの判断やから、言えへんのはわかってるけども、時期がそんなあらへんの違うかと、そういうことがわかってたら、普通考えたら、来年1月や2月には何らかの、どちらかの方向になるやろうと思います。そのときにどう対応しはるのかな。そのときにそれはまた質問しますけど。

それと、何か農地法やとか建築基準法、あそこでも今、裁判沙汰になってる業者さんの方、そこはちゃんとしたものを建ててるのかどうか。そのコンプライアンスの違反があるのかどうか。僕が質問したのは、是正計画を出してるか。一般質問で言うやん、いっぱい違反してるとこはありますよと。そんなんを取り締まりなさいよ。ここ、こうやと言うてないやん、僕。ここは特別にこういうふうなことを7年前に出したはるから、市として対応しなさいよ。それが、県が許認可権あるから、県と一緒に行政をやっせんねんから、対応しなさいよ。その権限はないのはわかってるけれども、ただ、免許に例えて言うたけれども、警察官やから免許証を見せろって、こういう警察官の立場には葛城市はないと僕は言うてますやん。ただ、開発の指導要綱を持って、そこにのっとして来てるわけやから、少なくとも葛城市の中でガードマン的な、ただ単なる一般市民ではないですやろうと。そこを県の方との協力をもって、そういうふうには是正計画を自分から出したはるから、やりなさいよと。ほんなら、今おらへんから、こんなん返答結構でっせ。はっきりとそういうふうなことを他法令で違反してても、他法令で違反の状態にあっても、1つの許認可権を他法令の違反とは関係なしに、この許認可はせなあきませんねんということもあるわけやん。県の方でもほかの町や市でも、こういうことは違反やねんけれども、このことに関しては、他法令とは関係なしに出てきたら許可しまんねんということもあるわけで、そういうふうなことを、梨本委員言わはるように、あ

かんかったら指導したらええやん、是正計画であろうが何であろうが。言うてるやん。是正計画をやって、そのときに排除しようとしてるのと違うやん。そのときこういう是正をしたら、引き続き世話になってんから、こういうふうにやりますよということやん。何月何日までにかんじますわと。そういうことやんか。そんな、今でもどういうことを聞こうとしたはるのか知らんけれども、僕はそんなことを言うてるのと違うやん。そこがあかんかったらあかんできっちりに対応したらええやん。そんなことと違うやん。何でこういうふうな裁判に打って、和解の話し合いをせえというふうに言われてんのん違いまっかと言うたら、今、森井部長が言うように、そういう話し合いは弁護士を通じてしてますよということ言うてるんやんか。そしたら、いつまでその話し合いをするんですかと言うても、大体いつまでということ言わへんから、それをいつまで話し合いするのって聞いているねん。いつまで話し合いを、ずっとするの、その和解。

(発言する者あり)

西川委員 違うの。俺が知ってるのはおかしいと言うてるの。俺そんなん知らんよ。そんな話と違いかと聞いているねん。違うんかい。違うんやったら違う言うたらええやん。

西井委員長 森井部長。

森井教育部長 ただいまのお話、あくまで仮定して、今の時期だとそういうことやろうというお話だと思うんです。私も、先ほど答弁させていただいたのは、今の時期で、横で聞いているだけでございまして、詳しくどういうふうに進めるかということは把握できておりません。今後進捗を、毎回立ち合わせていただいて、見守っていきたいと考えております。

以上です。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

西川委員のおっしゃることも、あるいはご心配いただくことも、おっしゃるままごもつてもでございます。ただし、これ、民事訴訟でございますので、それぞれの主張があつて、委員も道路交通法違反のようなものに例えて言っていただきましたけども、例えば刑法関係でございましたら、これをやったらこうだと、事実認定がそのとおりであればこの罪だと決まっているわけでございますが、これ、民事の話ですので、双方の主張がありまして、全面勝訴あるいは全面敗訴もあれば、それぞれの主張のそれぞれのところを、言い分がどれぐらいあるかということ認めて、どのあたりのところで手を打ったらいいのかとか、あるいはそういった形で判決が出るとか、そういったことも進め方についてはあるわけございまして、まさにその中で、現在は市の主張を、訴えられた側ではありますが、正しいと思ってやったことについて市が訴えられて、今、いろいろと損害賠償の議論がなされているところございまして、今、そういった裁判のまさに途中でございまして、本当に委員がご心配いただいていることはよくわかるんでございますが、こういった公開の場でつまびらかに裁判の模様を、今ここまで進んでいるとか、もうすぐ勝てそうですとか負けそうですとか、なかなかそういったことを現時点でこの席では申し上げられないということについてご理解を賜りたいということをお願いしておりますので、申しわけありませんが、今の質問に対しましては

答弁を控えさせていただきたいと存じます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 そちらとしてはそういう返答しかないわな。ただ、言うとかけれども、期限、いつまでこんな話し合いしてんのということは僕の問いかけやから、今言うたように、それは答えられませんと、具体的にはできませんということやけども、僕はそういうふうに思ってるんで、別に、先ほど言うたように、そらそうや、今、訴えてる業者さんと和解して、このことできたら、大体うちは前向きにその業者さんを考えてんねんと。それをいつ考えるねんで、そんなことを俺聞いているのと違いまっせ。そんなんは今やってる最中や、そんなことそっちが答えられへんのはようわかってる。これをいつまで、ほんで、言うてますやん。来年3月の予算も議会あるわけやから、そのときになって、今は、聞いてもうたら、教育委員会から一切進んでないから報告することはありませんということやから、そんなことないやろう言うて聞いているわけで、今のことを、森井部長が言うたように、横で聞いているだけか知らんけども、そういう話し合いをするようにということで、そういうことは1回か2回か知らんけども、やってるということやから、いつまでそのことをやるのかということは、またお聞きします。答えられへんのやったら。

それから、いろんな話も聞かしてもうたんで、それはそれで僕は調べさせてもうて、また再度質問するようにします。

西井委員長 言いつ放しでよろしいか。

西川委員 そんなん、何ぼ言うても答えられへんやん。

西井委員長 副委員長。

奥本副委員長 お願いと確認です。お願いの方は、今、話の中で、異物混入の細かな数値のことを答弁いただいているんですけども、以前は危険物、非危険物というくくりがまずあって、それぞれに対して原因を事細かに調べ上げて、報告をいろんな学校の方にはもらってたんですけども、この場でそれは出ないんですか。そうしないと、トータルの数字だけとか、そのうち細かく聞いたら1件だけが焦げやったとかいう、そんなんじゃなくて、それがわかるような書面というのがたしか資料としてあったはずなんですけど、それは今つくってないということなんですか。あるのであればそれを出していただきたい。これ1件、要望。

もう1件、確認が、前回の9月13日の厚生文教常任委員会のところ、おいしい給食を目指して、プロの料理人のアドバイスをもらえるかどうか検討するという事になったんですけども、その結果というのは、まだ現段階では出ないんでしょうか。これは質問です。

西井委員長 油谷所長。

油谷給食センター所長 給食センターの油谷です。よろしく申し上げます。

ただいまの質問ですけども、異物混入につきましては、それぞれ学校から報告いただいた分、報告の方で危険物かそうでないものかというふうなところは上げていただいています。現場からの報告と、あと、業者からその状況を伝えて、業者で対応してもらった結果についてもこちらの方に上げていただいております。書類としては給食センターに保存はしております。状況ではあります。

それと、あともう1件、プロの料理人さんにまたご協力いただくというところなんですけども、こちらについては、10月30日に会合を持たせていただきまして、専門家の方、大田忠道さんという有馬温泉の料理人の方、かなり有名な方でごさいます、その方に来ていただきまして、給食で出してる実際のものをお出しして試食という形と、あとアドバイスをいただいております。こちらの方につきましては、食べていただいた結果につきましては、味もおいしいし、内容についても工夫がなされてるし、給食については化学調味料を使ってたら口の中に感覚が残るので、そういうふうなこともなく、化学調味料とかも使ってないというのはよくわかるというところはおっしゃっておられました。あと、化学調味料などの使用がないところがコンビニ弁当とは大きく違ってて、食育といいますか、健康に配慮して減塩に取り組んで、児童・生徒の健康や生活習慣病の防止にもつながっていったのではないかとという評価でした。

あと、彩りのある野菜とかがあればなというふうな、添えられたらもっと見ばえもするのではないかとという意見があったんですけども、こちらの方は、食缶とかの都合で難しいことを説明しております。この中でアドバイスいただいたこととしましては、栄養基準とか塩分の摂取基準とかもありますので、給食自体の味を変えていくことよりも、今ある給食についてのメリットを伝えていって、保護者さんに給食への理解を高めていく手法の方をとっていったほうがいいのではないかとというアドバイスをいただいております。

以上です。

西井委員長 副委員長。

奥本副委員長 ありがとうございます。1件目が、そのデータがあるかないか、あるということですけども、出してもらえませんかという質問だったので、そこだけお答えいただければ。要は、それがはっきり我々も認識できる。以前は調理上の問題、どこに原因があるか、配送途上にあるのか、あるいは配膳上にあるかというところまでかなり突っ込んでやってはったと思うんですけども、それもあるということでもいいんですよ。

もう一つ、あと、最後の料理人について、来てもらって、問題ないということでしたけど、そもそも何でこれをやったかという前回の説明では、アンケート結果が、おいしくないという声があったということですけども、あれ、よくその後聞いた上では、子どもに対してのアンケートだったんですよ。以前、給食センターができたときに同じような問題が起こって、当時それぞれのPTA会長が集まって、校園長会とも相談して、どうしようかというときに、子どもに聞くと意見が偏る可能性が高いから、それはやめて、学校の先生に聞こうということでやった経緯があって、そのときは問題ないという結果だった。恐らく同じ結果が出るんやと思うんですけども、食育という形につなげていくんやったら、子どもは余りおいしくないという認識やったけども、結果としてプロが判断したら問題ないということは、そこをうまく収れんさせていく、正していくというところが食育だと思うので、そっちの取り組みのところを今後頑張っていってほしいなと思う次第です。最初の質問だけ、公開できるかどうかだけお願いします。

西井委員長 森井部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

ただいまのご質問で、まず、異物混入の一覧表につきましては、またご用意させていただきたいと思います。それと、今後の取り組みでございます。先ほど、所長の方から言いましたように、給食センターの味つけ、当初は味つけということにこだわって、おいしい、楽しい給食をというお話でこの話をお願いしたいというふうに来ていただきました。そして、打ち合わせを続けてる間に、味つけについてはすごく高い評価をいただいた。それを先ほど所長の方から説明させていただいたかと思えます。それに基づいて、ではどうすればいいのかということこれから検討していく。その中で、先ほどから出てますが、食育をしていく。子どもたちに正しい味を覚えてもらうということがすごく重要ですよというお話もいただいております。今現在、給食センターの管理栄養士の方は、各学期、1学期、2学期、3学期に、2人で手分けして各学校に食育の教室、授業をしに行ってます。その中身につきましても、他市町村に比べて回数が多いらしいんです。他市町村よりも多く今も動いてる。せっかくそこまで動いてるのであれば、そこにも力を入れて進めていくべきであろうというご意見もいただいております。そういったことを今後も給食センターと打ち合わせしながら、今後、学校給食の委員会等もでございますので、そこにご相談させていただいて、進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

西井委員長 ほかに質問は。

内野委員。

内野委員 9月議会に私も食品ロスのご質問させていただいて、楽しい、おいしい給食、今、奥本副委員長が言われたんですけども、その中で毎月行ってた給食の検査表というのが、月1回から毎週させていただくようにしますということをお伺いしたんですけども、それはもう始まってますか。

西井委員長 油谷所長。

油谷給食センター所長 給食センター、油谷です。よろしく申し上げます。

先ほどのご質問ですけども、以前は検食結果のときにその意見をいただくというスタイルでした。お話があつてから、2学期からは毎週、給食当番の健康チェック表を返していただくタイミングで、学校給食についての反応を返していただくように変えておまして、こちらの方、そのような形で運用させていただいております。

以上です。

西井委員長 内野委員。

内野委員 ちょっとわかりにくいんですけども、毎月行ってた給食検査表というのと、今言うてる健康検査観察表というのは違うものなんですか。すいません。

西井委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今のご質問の内容は、私も現役のころは毎日、ある一定時間前に、各学校はいまだに検食もしております。私も検食した結果を書いたんですけども、結果が出るのが、1カ月後しか給食センターに出さなくていいんです。それで、今の議論の中で、幾ら検食しても、その情報

が給食センターに伝わらないじゃないかというような議論の中で、それやったらもっとスパンを短くするようなものはないかということで、今、所長が説明あった、1週間ごとに報告する内容のものがあるんです。そこに給食に対する意見を入れてもらって、給食センターに届けてるといような状況なんです。このことも、先ほどおいしい給食で、大田さんに来ていただいて、さまざまご意見いただく中で、味の件もありますし、さまざまな広報の仕方とか、それから、そういった味の検査的なもの、そのあたりも考えていく中で出てきた方法で、前にご報告させていただいたというのが現状でございます。

以上でございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。よくわかりました。検食をしていただいて、食品ロスに反映をしていただいているということをお聞きさせていただきました。今後とも効果が上がりますようによろしく願いいたします。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 プロの料理人の方に来ていただいて、勉強会をしていただいたということで、私も今のお話を聞いて、本当に安心いたしました。管理栄養士の方、それから調理人の方、大変ご努力されてるんだと、味も工夫もいいと。さらには、化学調味料も使っていないということもよくわかって、これはコンビニ弁当と大きな違いであると。子どもたちに正しい味を覚えてもらうことが食育の上で大事だということで、こういうお墨つきをいただいたような気がして、本当にうれしいことだと思うんですが、私、これは広報か何かでそんなことを出されたのかなと、大田さんの。つまり、給食への物すごい関心があるんです。この間も給食甲子園があって、奈良県では給食甲子園で出てました、ならナビか何かで。いいなと思って、だから、葛城市としても給食の取り組みをやっているということを、広報とかでちゃんとぼんと出されたのかなというところ、僕あんまり記憶ないので、そのことについてお伺いします。

西井委員長 森井部長。

森井教育部長 ありがとうございます。実は、このことをどうやって伝えるかというのを今詰めているところでございます。ただ、こういった場所ですので、今、教育長にも確認をとらせてもらったんですが、大田さんから、先日、昼に突然来られるということで、実は私ども職員、慌てました。あと10分で来ると言っていて、実際には30分ぐらいおくれて来られました。その間に給食を食べるからと言われたので、置いておきました。当然ですが、冷えるところまで置いてある状態で試食していただいたという状況でございます。その冷えた状態の給食を食べて、その上で味のチェックをされて、帰りしなに私どもの方に評価していただいたのが、先ほど所長が申し上げた内容でございます。そのとき、大田さんから、私の名前を使っていいよと、説得するのに、味についてどうしても疑われてるのであれば、正しい味ということをおっしゃるためには、私の名前を使ってでも説得しなさいというところまで今お話をいただいております。それをどういうふうな形で広報していくかというのを内部で今詰めているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思っております。

次に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてを議題といたします。

本件につきましては、理事者より報告をお願いいたします。

森井教育部長。

森井教育部長 教育委員会の森井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

調査案件3、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてご説明させていただきます。お手元に配付資料、A3の紙を7枚配付しておりますので、ご確認ください。現在までに提出させていただいております図面を7枚ご用意させていただいております。以前配付したものと同一のものでございます。磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備につきましては、現場の方が住宅の集積地であり、道路も狭い場所にありますので、また、それに加えて、工事期間中も幼稚園、小学校の登下校があるという、そういった場所でございます。これらのことを踏まえまして、教育委員会では、教育総務課、幼稚園、小学校及び業者様と連携を密にして、本日まで工事に当たってまいりました。1枚から6枚目までの資料につきましては、以前から配付して、変更のない資料となっておりますので、説明は省略させていただきます。

まず、一番最後の7枚目の資料をごらんください。工程表となっております。現在の進捗状況は、計画どおり進捗しております。図の中の①から②の矢印をごらんください。前半までの基礎部分の工程、そして、骨組みの組み立て工程を終えまして、12月からは②の黄色の矢印が入っております、屋根ふきの段階まで進んできております。今後につきましては、外壁の工程に移り、内装や設備等の仕上げを終え、1期工事の完成の予定となります。仮使用の認定後に使用を始める計画でございます。

以上でございます。

西井委員長 ただいまご報告願いましたが、このことについて何か質問はございませんでしょうか。

吉村委員。

吉村始委員 前にも委員会とかで出てたと思うんですけど、一応、再度、磐城小学校周辺の1ページ目の全体計画図のことについて、バックネットが移動するとかいう話も何度も聞かせてもらったんですが、敷地が移動する、幼稚園からがふえて、小学校の敷地が減るという中で、運動場の開口部は広くなると、この敷地の間は別に境目があるわけではないというふうなことで、今後、この2つの連続したグラウンドで、実際問題、小学校の敷地が減る中で、今後の運用についてどのように予定されているか。それをお聞かせ願えますでしょうか。

西井委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

私もさまざまな学校等を見せていただいて、このように小学校と幼稚園が隣接しているところで、ここに書いてある線のところにフェンスの張ってあるところがあります。そういう

ところは本当に、ここが幼稚園、ここは小学校という使い方をしているところなんです、磐城小学校並びに附属幼稚園の場合、そういうフェンス等は一切設けておりませんので、これが工事完成した暁には、ここにある線のところは一切何もなしになりますので、使い方は、広くどちらの方も使っていくと、そういうふうなことで、運用計画というような大層なものは考えていないんです。

何か補足ありましたら、お願いします。また詳しい説明しますので。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 難しい聞き方をしたかもしれませんが、要は、実際問題、前に比べて開口部は広がってますと。つまり、小学校の敷地としては狭くなるんだけど、前は磐城幼稚園の校庭としては広がるという感じですよ。それは、ここまでが幼稚園だ、ここまでが小学校だというふうに細かく切らないで、そこのあたりは幼稚園と小学校を一体化して利用されるのかなと今までの話を聞いてて思ったんですが、そういうふうなことについてはどのようにお考えですかというような意味の質問です。

西井委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

先ほどご説明させていただきましたように、一体として使っていこうというふうに考えております。例えば、今までだったら、幼稚園のところと小学校のところ、これ、長いところ、こういう使い方はできなかつたんですけど、四六時中使うわけではありませんけど、ときと場合によっては、この長いところも使えるだろうと、幼稚園、小学校が有効的な利用を考えてくれるというふうに考えております。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 私の言い方が、質問の仕方が曖昧だったので、すいませんでした。私が言いたかったのは、一体してますけども、幼稚園の子は小さいですし、高学年の大きな子もあって、激しい運動をする学年の子もいると。そういう中で、安全にということ、それは配慮してくださっているというふうに理解いたしました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思っております。

次に、水道事業に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきましては、理事者よりご報告をお願いいたします。

西口水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口です。よろしくお願いたします。

9月の本委員会で計画の報告をさせていただいてから、県域水道一体化の各作業部会でいろいろな検討を行っており、予定では、各市町村単独での経営を継続した場合のシミュレーションができていないはずなんです、各市町村から上がってくるデータに不備等がありまし

て、時間を要しているようでございます。また、県の一体化のシミュレーションの方も同様におくれているようで、今回新しく報告できるものはございません。ですので、新たに委員になられた方もおられますので、これまでの経緯について簡単にご説明申し上げます。

平成29年10月に、県域水道一体化の目指す姿と方向性が示されました。今後の水道事業が抱える課題として3点挙げております。1点目が、人口減少による給水量の減少、2点目が、施設の老朽化あるいは耐震化による更新投資の増大、3点目が、職員の減少、技術力の低下であり、こういう状況であれば、各市町村が現状での単独で事業継続は困難であるということを行っています。その解決策としまして、水道の広域化を推進し、業務の効率化を図るということ、施設の投資の最適化を行う、あるいは基幹浄水場への集約を挙げております。

去年4月に、県と市町村で一体化検討会がスタートしまして、施設関係では、浄水場、配水地、配水管路等の施設の共同化、維持管理等について検討を行ってまいりました。総務関係では、組織の運営、経理、財政運営、営業業務等について検討を行っております。しかしながら、各市町村の水道事業は、葛城市のように自己水を持っているところ、あるいは県営水道100%のところもあり、それぞれの思惑でなかなか一体化の道筋、姿が見えてこない状況でございます。その流れを受けまして、この8月30日に、県域水道一体化検討会が開催されたときに新たな提案がなされました。資料の4ページをお開きください。

これまでは上の水色のビジョンと書いてあるスケジュールで、令和2年度に覚書の締結を行い、令和8年度に経営統合、その後おおむね10年以内に料金の統一を見据えた事業統合を目指すというスケジュールが描かれておりました。今回、新たな手法として、令和2年度に覚書の締結を行い、令和4年度から令和6年度の間をめどに事業統合を行う計画が提案されました。その経緯、考え方、スケジュールについてご説明申し上げますので、資料の1ページ目にお戻りください。

今までの検討会等の会議で、市町村からの意見としまして、経営統合の段階を踏んでから事業統合というやり方は、責任の所在が不明確である。また、個別の最適化が進むとされまして、国の意見も同様に、初めから事業統合で進むのが望ましいとされています。

次に、2ページをお願いします。事業統合の検討の方向性としまして、奈良市企業局から提案がございまして、設立当初は複数の料金制度でも可としながら、県内でも水道料金の比較的安価な奈良市の水道料金で当面維持してはどうかとし、課題としては、将来どれぐらいの値上げと更新費用が必要となるかということとされています。今後の検討方針としまして、市町村単独で事業を継続した場合と、事業統合した場合の供給単価の比較検証を行い、事業体間の資産や経営格差の是正に向けた財政ルールの設定等の検討を行うとしています。

次に、3ページをお願いいたします。3ページに、企業団における組織のイメージ図があります。議決機関として企業団議会、執行機関として企業団、構成団体として運営協議会、そして監査委員を設けるとし、企業団の統一料金に賛同できない市町村は、セグメント会計にて参加する形となります。

次に、4ページの統合に向けたスケジュールの見直しについてですが、下の柿色の部分が新しいスケジュールとなっております。令和2年度に覚書を締結し、令和6年度までに企業

団を設立するスケジュールとなっております。

最後に5ページ、覚書締結、協議会設置までのスケジュール案ということで、今年度は各シミュレーションを行い、効果額の算定、基本方針の策定、施設整備計画案を作成し、令和2年度にその資料の微調整を行い、議会説明から覚書締結につなげていくスケジュールとなっております。

以上、簡単ではございますが、現状の報告、説明とさせていただきます。

西井委員長 ただいま報告願いましたこのことについて、何かご質問等はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 今、特に新たに報告することがないということで、9月定例会の厚生文教常任委員会の中で報告された、統合に向けた考え方の整理という資料を今ご説明いただいたと思うんですが、そのときは8月末にこういう資料をいただきました。実は奈良市の方からこういう提案が出ましたと。あるいはほかのところからも、企業団でやったらどうやと。2つ並列だったんです。これまでのスケジュール案と、それから、事業統合をするんだったら新たに企業団を先に設置したらどうやと。そういう意見があって、こういうスケジュールですと。だから、併用ということで、今、どっちかいうことはまだ決まってませんみたいな話だったんですけども、今、お伺いすると、これは、これまでのようなスケジュールではなくて、つまり、これまでのスケジュールというのは、令和6年に経営統合して、おおむね10年後、事業統合するということのスケジュールでいくということだったんですが、この下、ちょうど4ページ、5ページになりますけれども、4ページの上のところ、これまでのビジョンではこういうことやったと。でも、下の見直し、オレンジ色で書いてあるように、令和4年には企業団を設立するんだと、事業開始するんだと。1つの企業団ですから、会社になるわけですから、ある意味では事業統合を前倒しでやるというスケジュールだと思うんですけど、これ、どっちかにもう決まったんですか。そこをお伺いしたいんです。

西井委員長 西口部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。

ただいまの谷原委員の質問ですが、スケジュールにつきましては、今の流れとしては、この新しいスケジュールでやっていこうという方向に、県の事務局の方は躍起になってやっているわけなんですけど、先週も県の事務局がうちの方に施設の共同化という件でこられたときに、ほんまにこのスケジュールでいけるんですかということをお伺いしたら、県の事務局としては、もうお尻が決まっているので、これに向かって頑張っていくという話ということをお伺いしているんですけど、うちの感じている感触からすれば、また、これ、一遍、上のビジョンの水色のスケジュールから柿色のスケジュールに変わっているわけですが、スケジュールがタイト過ぎて、また、上のビジョンのスケジュールに変わる可能性もなきにしもあらずというふうに考えております。ただ、今の段階では、下の柿色の令和2年度の覚書締結から企業団設立のスケジュールでいくというのは、表立っては、こっちの方を県の事務局は申しております。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。でも、いずれにしても令和2年度中に覚書を締結するということですから、その覚書においては、そういうことはちゃんと明記されるものだろうと思いますので、覚書の案が出るころにはどちらかのスケジュールになるんだろうと思うんですけども、私としては、議論する上では早目に出していただきたいと思うんですが、なかなか進捗状況が思わしくないというふうなことでありました。

そこで、もう一つお聞きしたいんですけども、当初、奈良県の地域政策課が中心になって、各市町村の水道局の方々が集まって検討会をやっておられたと思うんですが、この4月からですか、ここに書いてあるワーキンググループということで、5ページのところですかね、新しく設定されて精力的に案をつくっておられるということなんですが、そのときに、前のお話だと、県の地域政策課と、それから奈良市の水道企業局の方が中心になって、この検討会のワーキンググループを取りまとめているというふうに伺ったんですが、それはそういうことなんでしょうか。もし、そうであるとすれば、なぜ県と奈良市が一緒にやるということになってきたのかということです。これまでは県の地域政策課が各市町村の意見をまとめてやっていくということだったんですけども、奈良県の地域政策課が奈良市の企業局と一緒にやって、案を出しながら各地域をまとめていくという、この経過を教えてくださいませんか。

西井委員長 西口部長。

西口上下水道部長 今の事務局の形態になった経緯なんですけど、もともとは県の地域政策課と奈良県水道局と一緒にあって一体化を進めるような体制となっておりました。それでは、県は給水事業の経験がありませんので、市町村の意見を取り入れて、県と市町村が一体になって一体化の形を進めていこうというようなことになって、この4月から、地域政策課で一体化を担当していた担当者が水道局に異動してきまして、県の水道局に事務局を置きまして、そこに一体化の中心といいますか、検討する事務局がございまして、それとは別に、奈良県の企業局の方が割と一体化に関して積極的な考え方を持っておられまして、今までのやり方ではなかなか進まないであろうということで、企業局が県の事務局を後押しするような形でこの一体化の検討会の中に参加してこられたような状況です。

以上です。

(「奈良市」の声あり)

西口上下水道部長 奈良市企業局です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 わかりました。要は、奈良市の企業局が積極的にそこへ入ってこられたと。その理由として、県の方は、言ってみれば、給水事業の経験がないと。つまり、水を用水として市町村に供給するというのが県水の仕事なので、契約すればその契約金額は全額市町村からもらえるということだから、100%取りはぐれもないと。だけど、市町村は各家庭に給水するわけやから、当然、納付されない方もいらっしゃるし、漏水対策もあるし、いろんなことがあって、そういう供給のことも含めて企業団をこれからやっていくことになるので、県にはそういう

経験がないから、奈良市の企業局の方が入ってということだろうと思います。要は、卸売業しかやってないから、小売業のことはわからんから、小売業の専門家、一番大きいところへ行って、大きな小売業、用水も含めて卸売と小売業を一体にしたようなものをつくろうというふうなイメージになると思うんです。それで、私は、ここから意見になりますけど、今後、市町村でいろんな聞き取りがあると思うんですが、奈良市がメインに座られて企業団をつくられるということに対しては、私は警戒が要るのかなという感じがするんです。と申しますのは、奈良市の企業団の方の指揮命令系統は、県知事じゃないんです。奈良市長なんです。だから、私は、奈良市が損するようなことは絶対しないと思います。だから、例えば、私が一番心配してるのは、老朽管の布設、耐震の布設なんかが、奈良市がどれぐらいになってるのか。あるいは、ほかの県下の市町村がどないなってるのか。それをちゃんと見ないと、極端に言えば、我田引水みたいなことでやられると非常に困るし、公平性いうところ辺、私、葛城市の利益が本当に守っていけるような形の案が出てくるかどうかいうのもありますので、そこら辺、取り越し苦労かもわからないんですが、企業団ができてしまいますと、大量に入っていくのは奈良の企業団の人たちですよ。年に2回しか議会ないんだから、これ見たら、それも2日ぐらいしかないんだから、企業団がいいようにされると、私は、葛城市の利益が守れるのかなということを懸念しておりますので、企業団の組織のあり方も含めて、取り越し苦労かもしれませんが、今後ぜひ頑張って検討会を、葛城市の利益が守られるように頑張っていたきたいと思います。

以上です。

西井委員長 ほかに何かございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 理解をきちっとしてないけど、今、これを統合していくと、企業会計でそれぞれの市町村が持つてやるやつを1つにしていくというわけやな。そういうことやな、これ。それをこのスケジュールのとおり葛城市は拒むことはできへんのか。ここへ入っていかなあかんのか。このスケジュールのとおり運ばんなんのかいな。これありきで進んでいかんと、ここに書いてあるように、ワーキンググループで厚労省や総務省やとか、いろいろとやってきた国の施策としても、ここへ葛城市は乗っていかざるを得んと。初めのうちは、いや、葛城市は自己水もこうやさかいに、単独で配水管の老朽化とかがあって、その整備、管理をせんなんし、その差し引きの話で、言えば、ここへ入った方がええんやろうとか、そんな検討もしはったんかどうかもようわからへんし、葛城市、今、石綿管もまだある、老朽管もあるということやけど、どんだけあるのかも、そうするとまた配水施設そのものの老朽化でせんなんさかい、こういうふうにした方が得や、判断も出したはるのか。そんなんよりも、このとおり進んでいかなあかん、市長の方はそういうふう判断を、市長がこここのとこへ葛城市は入らへんねんと、今までどおりやるねんと、そんなことは許されへんスケジュールになってるんですか。葛城市は葛城市で独自でシミュレーションなり何なりやって、葛城市はここへ入らんとやるねんというふうなことを言えるのかいな。ぱっと奈良市の立米単価でいうと、ここにわざくれ葛城市と大淀町は113円で、21円もぼんとこの中で上がりまっせと、こう書いて

であるんで、別にこういう形でいった方が葛城市、今、池やいろんな協力して自己水を持つてるから、この単価でいけて、それをずっと維持して、企業としてやって、ここのところへ入らんといった方が得やさかい、入らしませんねんということと言えるのか、そんなこと言われへんのか。そこんところがようわからんのやわ。市長はこれをどう捉えたはるのかな。

西井委員長 市長。

阿古市長 返答させていただきます。

前回とまるきり同じ返答になると思います。まだ現在、相手方の条件等が見えてこない。その中で選択することはできないと思っております。ですから、当然のことながら、葛城市は、単独が有利であればそちらの方を選びます。まだその結論には至っておりませんので、まだその段階でございます。

以上です。

西井委員長 西川委員。

西川委員 ああ、そうですか、検討してないさかい、まだその考えは出してませんねんと、こういうことやけれども、そうすると、結論を出さんなん期限というのは、はっきりと覚書の締結したからいうて、このとおりに進むわけではない。ただ、どこで判断をするのかと。企業団設立基本協定締結、令和6年をけつにしてこれをやるわけや。令和6年まで返事しやんといいわけにもいかんので、どこの時点で、令和2年って、これが始まるの来年です。なるほど、理事者はみんなよう物事を知ったはるさかい、議会の議員より、そやから、任しといとくなはれ、損せんようにしまんねんと言わはるのか知らんけれども、葛城市の得になるようにしまんねんと言わはるのかわからへんけれども、少なくとも、どういう議論をどう進めてるのかということ、委員長、厚生文教常任委員会だけでやるよりも、何か特別委員会的なものでその都度やってもらわんと、ほんなら、厚生文教常任委員会だけで、こういうふうにしてん、内部でこういう議論して、こういうふうを決めましてん、ここんところ、こう決めましてんと言われて、何も資料もなければ、今、水道部長、いや、こんな話し合いしました、県とはこういうことを言いました、こういうふうに戻して、こう来ました言うけれども、今こんな資料もうて、厚生文教常任委員会の最後の時間にこれをもうて、なるほど、こんな資料、そんな程度ではうちは議会いかへんと思うんで。

西井委員長 正副で打ち合わせした中で、後で……。

西川委員 いや、俺、そなん、こっちでどう考えてるのかだけ聞いとかな。

西井委員長 委員会としてはどうするかいうのは、うちが……。

西川委員 それはそうやねんけども、市長の答弁が、この前言うたとおりで、これはまだ判断してません、いや、まだこういうことです。そなん、もうちょっと、こういう大事なことやから、議会に対してこういうふうなことをやってもらえませんか、特別委員会を設置するなり、ちゃんと説明するさかい、そうしてもらえませんかと言うのかといたら、いや、私に任せといてください、まだそんな判断するような段階違うと言うてるものの、そなんもう時間、これ、2年、3年で出てくるねんで。どう対応、もう報告するだけで、議会は、私らがこないして報告するさかいに、そこを検討してくれはったらよろしいがなって理事者は思

うてるの。

西井委員長 答弁ちゃんとできるの。部分が超えるん違うかなと思うから、そういうことを言うてるねんけど。

市長。

阿古市長 答弁自身は、実は前回も変えてないんです。ですから、そのことについて議会としてどのように考えられるのかというのは、議会の中で話していただけたらええのかなと思います。重大な事項であるということは重々認識しております。ですから、情報が入れば、必ず提供させていただいてというのが今現在のスタンスでございます。ですから、前回と情報自身は、実は変わってない。ですから、前回と同じ答弁になりますよというお話をしております。

このタイムスケジュールについては、このスケジュールでということで、この半年ぐらいで急に上がってきた案なんですけども、非常に判断する時期が早くなったという認識はしておりますが、まだ、正直なことを申し上げまして、いろんな提示をされているという状態ではありません。ですから、先ほども申し上げましたように、これ以上の情報提供ができないというのが現実でございます。ですから、その状況の中で議会がどのように判断されるのかというのは、私は、それは議会で最終的に判断していただかないといけないと思っております。

以上です。

西井委員長 西川委員。

西川委員 これは、議会と行政が、はっきり言うて、今まで僕がこういうところで質問してて、こうと違うか、ああと違うかと言うてるあれと違うて、これは議会と行政が一緒になって考えて、一緒にいるんなことをやっていける。市長よう言うてるやん、車の両輪やって。これはそういうもんやんけ。俺は二元代表制やと思うから、それをやるねんで。これはそういうもんと違うんですか。そやさかいに、もうちょっと、木で鼻をくくったように、言うてまんがな。議会は議会で考えなはれって。そう言わはるのやったら、それでよろしいやん。そういうふうなことを言うてるんで、答弁変わらへんと言うのやったら、それでよろしい。また委員長、それやったら、ちゃんと議会は議会で対応していきましょう。

西井委員長 市長。

阿古市長 議会は議会で勝手にやりなはれなんて一言も申し上げてないです。重要な案件につきましては情報提供させていただいて、その中でご意見をいただいているというのが今の現状でございます。ですから、厚生文教常任委員会の調査案件の中でご議論いただいているというのが現状ですけども、それで不足するということであれば、その形態を選ばれるのは議会構成の中で、例えば、それが常任委員会を離れたものにされるのか、されないのか。そのような判断につきまして、私の方はどうしてくださいますかというようなことは差し出がましいと思っております。

非常に案件といたしましては、重大な案件が続いております。消防署の問題も実はそうです。いろんな説明をさせていただいた中でご理解がいただけなかったというのは非常に残念に思っておりますし、いろんな広域化の問題が立て続けに起こっておる中で、議会にご理解をいただく努力というのはしていきたいと思っております。

以上でございます。決して勝手にやりなはれなんて一言も申し上げておりませんので、訂正をお願いいたします。

以上です。

西川委員 訂正みたいなん、せえへんよ。

阿古市長 強く訂正を求めます。

以上です。

西井委員長 過去に特別委員会は、行政側から要請あったということもあると思いますが、この件については、理事者側から提案して特別委員会設置ということは考えておられないということでしょうか。過去には市当局が行財政改革とかいうのは特別委員会で、行政側から設置するというような話で、議会に相談あって設置したということもありますけど、水道のことについては、そのような予定は持っておられないのかどうか。

市長。

阿古市長 それは、お互いの意見調整の中でそういう話になっていくことやと思います。こちらの方が勝手にあだこうだということではないという理解の仕方をしておりますので、これからいろんな意見調整の中で、どのような審議の仕方がいいのか、今現状の厚生文教常任委員会の中でやっていただくのがいいのか、それとも、また全協の席がいいのか、それとも、また別の委員会の設置の方がいいのかということは、お互いの話し合いの中で結論が出てくるものやと思っておりますので、私の方から強制的とは言いませんけども、あやこやというんじゃなくて、お互いのキャッチボールをする中で結論が出てくるものやと思っております。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 阿古市長がおっしゃるとおりだろうと思います。議会と行政がお互いにキャッチボールする中で、特別委員会なり調査特別委員会などが設けられたら、それはそれでいいだろうと思います。私も、この問題は、調査特別委員会なりを設けた方がいいというふうを考えております。ただ、それを今の時期に余り情報が出てこない段階でどうするかというのは、正副委員長と行政の方で話し合っていていただくこともあるだろうし、あるいは委員会独自の判断もあるだろうと思いますが、その理由について少し述べておきます。

実は、今、県の方はこういうプランをつくってます。今の段階は各市町村の独自でいった場合のシミュレーションです。つまり、広域化に参加しなかった場合は将来どうか。まだ広域化に参加した場合はどうかは出てないわけですね。各市町村の具体的な中身がわからないと全体がわからないわけやから、まずは独自でやった場合はどういうことになるかいうのを示すという段階、ところがスケジュールが大変延びていると。その上で、今度全体スケジュールをつくりながら突き合わせてやっていくと。大変な作業をされると思うんですが、私が先ほど奈良市のことを申し上げましたけれども、日本共産党は水道の広域化を否定してるものではないんです。つまり、必要なところは、人口減少で過疎化が進んでるところを、そこでやりなさいなんていうことはできないわけです。とても水道料金が上がって、給水人口がどんどん減っていくというところではできないわけですから、その周辺のところでそれなりに

広域化を進めて維持していきましよう。広域企業団をつくる、このことには否定はしておりません。例えば、大阪でも実際に企業団を、最初全部でつくろうかということになったけど、だめになって、じゃあ、必要などからつくらましようということで、後から企業団に参加した方がいないということで、後からいくという方式を大阪はとっております。全県一体でばんとつくったのは香川県の事例です。ただし、香川県は非常に特殊な例でして、なぜかという、江戸時代前からだと思います。ここは特別渇水地域なんです。だから、ため池もいっぱいあるし、それから早明浦ダムなんか、ああいう巨大なダムをつくってという歴史があって、その中で一番安い香川市の水道料金に全域合わせますと、それで広域化しますということで、これは物すごく上げて、それでいこうとなったんですが、奈良県の場合は、先ほどあるように、各市町村ばらばらと。特にこの葛城市は、自己水源も非常に安く給水できる歴代の先輩方の努力もあり、本当に安い水道を提供してきてるわけですから、財産もあると。ところがそうでない、県水に行った方が絶対得ですということもあるわけですから、そういうところと無理やりくつつくのではなくて、必要なところ、今、磯城郡の3町でいろんなことを共同化してやっておられてきてますけれど、そういう形でやっていくという方法もあるんだと思います。ただ、今、県は、はっきりビジョンを出しましたから、県域水道一体化ビジョンということで、28市町については同時に広域化しますということで今走ってるわけです。だから、そのときに、葛城市のプランとして、葛城市の生きる道を探る。例えば、他府県のことも見ながら、我々委員会がしっかりこれでいいのかと、葛城市は生き残ろうとしたらこんなもあるん違うかということをもって交渉するのと、県から言われて、これはもう流れやからしゃあないかと、これまでの広域化と同じような形になるのは、私は具合が悪いと思うるので、私は、特別委員会でもつくって、議員で研修で実際香川県どうやと、大阪どうやと、調査特別委員会で議会でやったらいいと思います。こんなんやないかと。何で県一でいかなあかんねん、そんなものるなど、奈良市のええようになるぞというふうなこともあり得るわけですから、私は、ぜひ特別調査委員会を設けていただいたらと思います。そういうことでご意見を申し上げておきます。

西井委員長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 それでは、ないようであれば、本件につきましては、葛城市全体にかかわることですので、3月議会をめぐりに特別委員会を設置してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。ただ、3月議会と申しましても、期間として、本会議でまず委員選出をせんなんし、本会議で認めてもらわんなんから、12月に設置するというのは早いし、また、事項自身がそんなに進んでこないの、早うつくってもということで、3月でもどの程度まで進捗するかというのはわからないけども、準備をしておくということでは必要性があるのではないかなということで、皆さん方が3月議会で水道の問題について特別委員会をつくらうという意思を思ってもらえたら、それまでの工程でつくっていくように、また議長にも報告させてもうて、全協にも相談させてもうて、つくるような議案を出していこうと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 では、そのような方向で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本件につきましては、本日はこの程度でとどめたいと思っております。

最後にお諮りいたします。

ごみの減量化に関する諸事項について、学校給食に関する諸事項について、磐城小学校附属幼稚園周辺整備について及び水道事業に関する諸事項については、事業の進捗に伴い、随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対してそれぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思っておりますが、これでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、これら4つの調査事項については、議長に対してそれぞれの閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思っております。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言を、申し出があれば許可いたしたいと思っております。いかがですか。

川村優子議員。

(川村議員の発言あり)

西井委員長 ほかに委員外議員の発言はよろしいでしょうか。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

早朝より慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。一番最初の条例案については、もう少し詳しくいろいろと情報を得てからということで、慎重審議の中で継続審査という結果が出たと思っております。時間も押し迫っておりますが、委員会はこれにて、ご協力ありがとうございました。閉会させていただきたいと思っております。

以上でございます。

閉 会 午後4時49分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

西井 覚